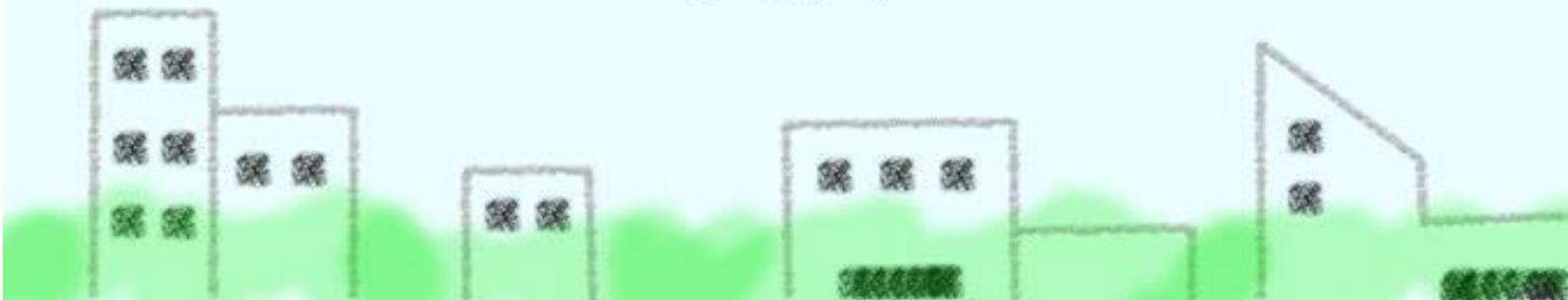




南小樽駅周辺地区 バリアフリー基本構想



平成29年3月
小樽市



はじめに

本市では、平成27年度末現在、居住人口に占める高齢者の割合が35%をこえ、約3人に1人が高齢者となる超高齢社会を迎えています。また、障がいの有無にかかわらず共に活動できる社会を目指すノーマライゼーションの理念のもと、高齢者や障がい者をはじめ、誰もが自立した社会生活を実現できるユニバーサルデザインの考え方を踏まえた環境づくりが求められています。



このような状況のもと、国においては、面的な施設整備を促す「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(バリアフリー新法)が平成18年12月に施行されており、バリアフリーに向けた取組みの重要性が高まっているところです。本市においても、総合計画でバリアフリーの推進を掲げており、市民と事業者、行政とが一体となってバリアフリー化社会の実現に向けたまちづくりを進めているところです。

この度、バリアフリー新法に基づき、鉄道駅や病院などの施設が集積している南小樽駅周辺地区において、面的・一体的なバリアフリーを促進するため、「南小樽駅周辺地区バリアフリー基本構想」を策定しました。策定にあたっては、市民の皆様や関係機関などで構成された「南小樽駅周辺地区バリアフリー基本構想策定協議会」による協議をはじめとし、まちあるきやアンケート調査などによる意見をもとに、鉄道駅などの施設とそれらを結ぶ経路のバリアフリーに関する課題の抽出や、バリアフリーに向けた整備方針の整理を行いました。今後は、この基本構想をもとに同地区での施設や歩道などのバリアフリー化を進めるとともに、ハード整備だけではなく地域の皆様との協働によるバリアの解消など、様々な手法でのバリアフリー化に取り組んでまいりたいと考えております。

最後になりますが、基本構想の策定にあたっては、ご尽力いただきました「基本構想策定協議会」の委員の皆様をはじめ、まちあるきに参加していただいた身体障がい者の方や北海道科学大学の学生達のほか、関係団体、関係機関、地域の皆様など多くの皆様のご協力をいただきました。この場をお借りして心よりお礼を申し上げます。

平成29年3月

小樽市長 森井 秀明

目 次

第1章 バリアフリー基本構想策定の背景と目的

1-1 策定の背景.....	1
1-2 策定の目的.....	2
1-3 バリアフリー新法について.....	2
1-4 基本構想の位置づけ.....	5
1-5 目標年次.....	5

第2章 小樽市の概況と上位・関連計画

2-1 小樽市の概況	6
2-2 上位・関連計画	12

第3章 バリアフリー化の基本方針

3-1 基本理念.....	17
3-2 基本方針.....	17

第4章 重点整備地区と生活関連施設・生活関連経路の設定

4-1 重点整備地区	19
4-2 生活関連施設の設定	22
4-3 生活関連経路の設定	22
4-4 生活関連施設及び生活関連経路の位置	23

第5章 課題及び市民意向の把握

5-1 まちあるきによる課題の把握	24
5-2 アンケート調査による課題の把握	30
5-3 聞き取り調査による課題の把握	35
5-4 課題のとりまとめ	40

第6章	南小樽駅周辺地区の整備方針	
6-1	整備方針	42
6-2	施設等の課題への対応方針	42
6-3	冬期の課題への対応方針	43
第7章	実施すべき特定事業等に関する事項	
7-1	特定事業の概要	44
7-2	公共交通特定事業	44
7-3	道路特定事業	45
7-4	交通安全特定事業	48
7-5	その他の事業	50
7-6	事業箇所図	51
第8章	バリアフリー推進に向けて	
8-1	行政・施設管理者・市民の役割	52
8-2	基本構想の進行管理	54

第1章 バリアフリー基本構想策定の背景と目的

1-1 策定の背景

小樽市では、「市民福祉の向上」を基本理念として策定された第6次小樽市総合計画（平成21年）に基づき、障がいの有無にかかわらず、市民が互いに人格と個性を尊重しあえる地域社会の実現に向けての取り組みや、人に優しい道路環境に配慮した幹線道路や生活関連道路の整備など「歴史と文化が息づく 健康、にぎわい、協働のまち」を目指したまちづくりを進めています。

一方、わが国では急速な少子高齢化が進展しており、国民の4人に1人が65歳以上の高齢者となる超高齢社会を迎えています。

また、障がい者が障がいのない者と同等に生活し活動する社会の実現に向けた環境整備を目指すノーマライゼーションの理念の浸透や、国際的にも障害者権利条約（平成26年2月）が締結されるなどバリアフリーに向けた高齢者や障がい者などを取り巻く状況が変化していることから、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支えあう共生社会の実現が必要です。

このような背景をふまえ、鉄道駅等の旅客施設を中心とした地区や、高齢者、障がい者などが利用する施設が集まった地区において、公共交通機関、建築物、道路、路外駐車場、都市公園、信号機等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進し、高齢化への対応や障がい者の社会進出等を促進するため、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（以下「バリアフリー新法」という。）が平成18年12月20日に施行されました。

小樽市においても、平成27年度末の高齢化率は37.5%（約3人に1人が高齢者）であり、平成37年には40%を超えると予想^{※1}されていることや、障がい者の割合も増加傾向にあることから、都市機能の集積した地区においてバリアフリー化に向けた取り組みが必要となっています。特に鉄道駅を中心に病院等が多く立地しバリアフリー化の必要性が高い南小樽駅周辺地区で、面的・一体的なバリアフリー化を促進するため、バリアフリー新法に基づく、「南小樽駅周辺地区バリアフリー基本構想」（以下「基本構想」という。）を策定することとしました。

※1：

「日本の地域別将来推計人口」（国立社会保障・人口問題研究所）より

1-2 策定の目的

基本構想は、南小樽駅周辺地区において公共交通機関の施設である南小樽駅やバス停留所と市道住吉線を軸とし、病院等が立地する地区について、南小樽駅や各施設を結ぶ道路等のバリアフリー化を推進します。

南小樽駅周辺地区を一体的かつ重点的に整備することにより、南小樽駅周辺地区がすべての人にとって移動の利便性・安全性の向上と社会参加機会が増大されることを目的としてバリアフリー化の基本的事項を定めるものです。

1-3 バリアフリー新法について

(1) バリアフリー新法の目的

バリアフリー新法は、高齢者や障がい者（身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者・発達障がい者を含む、すべての障がい者）、妊産婦、けが人などの移動や施設利用の利便性、安全性の向上を促進することを目的としています。

この法律は、平成17年に策定されたユニバーサルデザイン政策大綱の考え方を踏まえて、ハートビル法^{※2}と交通バリアフリー法^{※3}を統合・発展させた新しい法律です。

※2:ハートビル法

「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」（平成6年9月28日施行）

※3:交通バリアフリー法

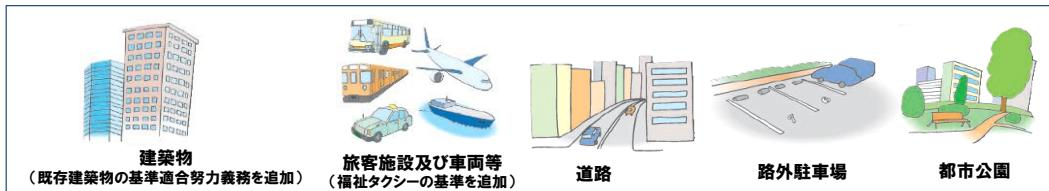
「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（平成15年10月1日施行）

(2) バリアフリー新法の概要

バリアフリー新法は、高齢者や障がい者などの自立した日常生活や社会生活を確保するために、旅客施設・車両等、道路、路外駐車場、都市公園及び建築物に対して、バリアフリー化基準（移動等円滑化基準）への適合を求めるとともに、駅を中心とした地区や、高齢者や障がい者などが利用する施設が集積する地区（重点整備地区）において、住民参加による重点的かつ一体的なバリアフリー化を進めるための措置等を定めたものです。以下に概要を示します。

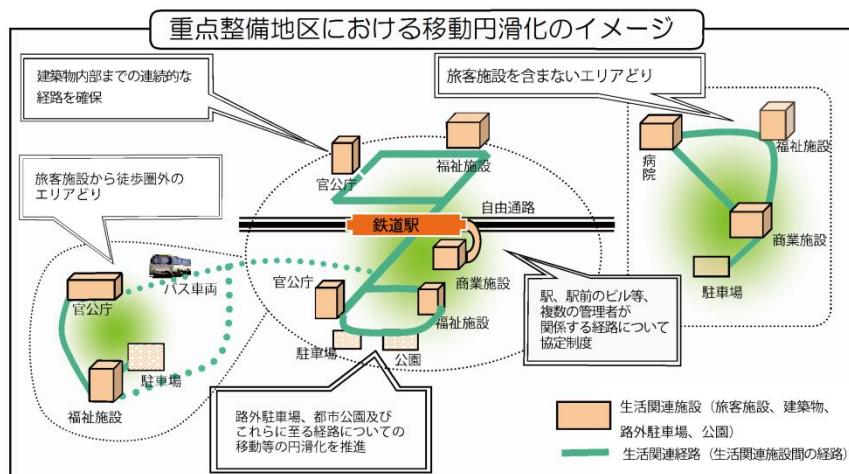
【公共交通施設や建築物のバリアフリー化の推進】

- 以下の施設について、新築または改良時の移動等円滑化基準への適合義務
- 既存のこれらの施設について、基準適合への努力義務



【地域における重点的・一体的なバリアフリー化の推進】

- 市町村による基本構想の作成
市町村が作成する基本構想に基づき、駅を中心とした地区や高齢者や障がい者などが利用する施設が集中する地区（重点整備地区）において、重点的かつ一体的なバリアフリー化事業を実施
- 住民等の計画段階からの参加の促進を図るための措置
基本構想策定時の協議会制度や住民等からの基本構想の作成提案制度等

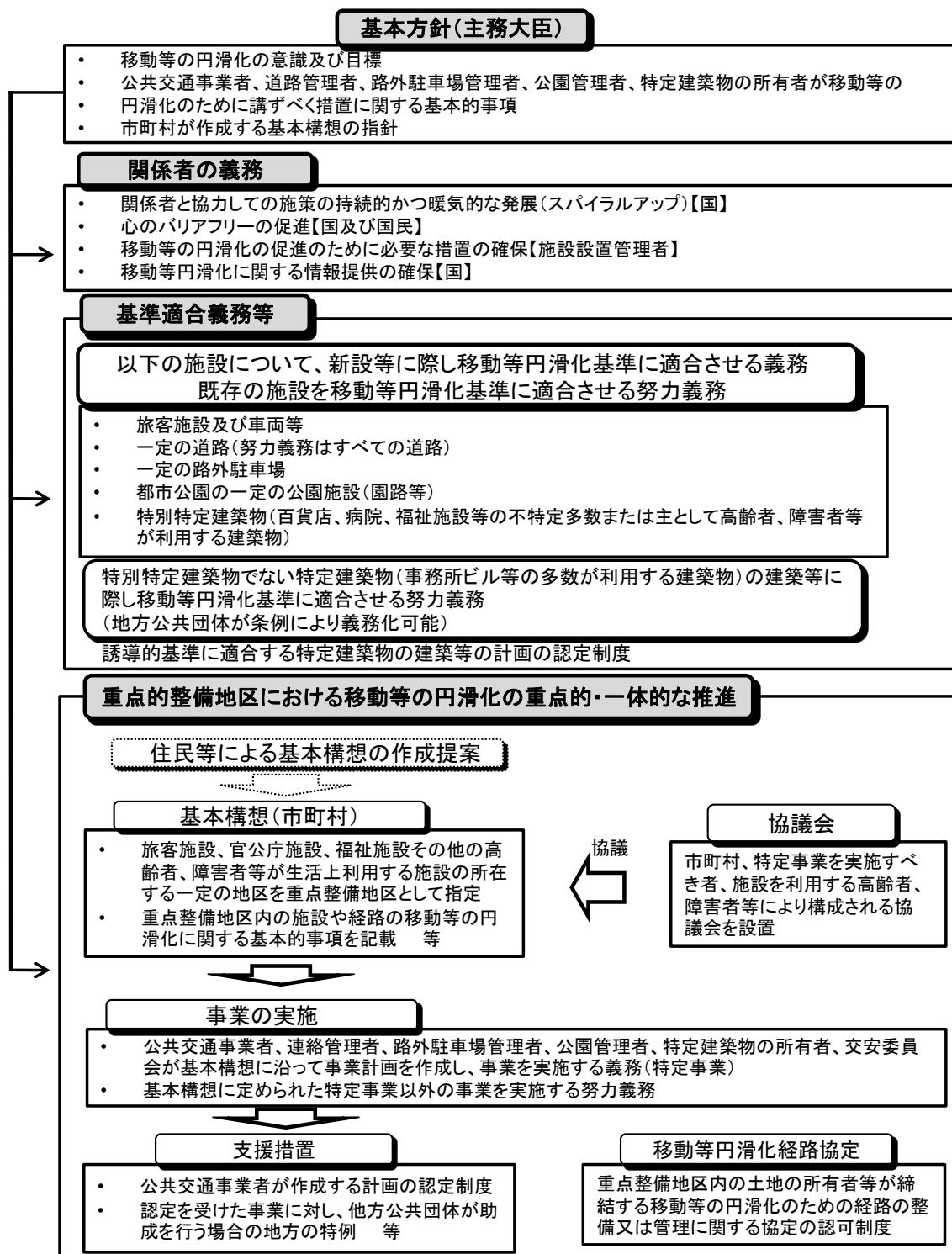


【心のバリアフリーの推進】

- バリアフリー化の促進に関する国民の理解・協力等の促進

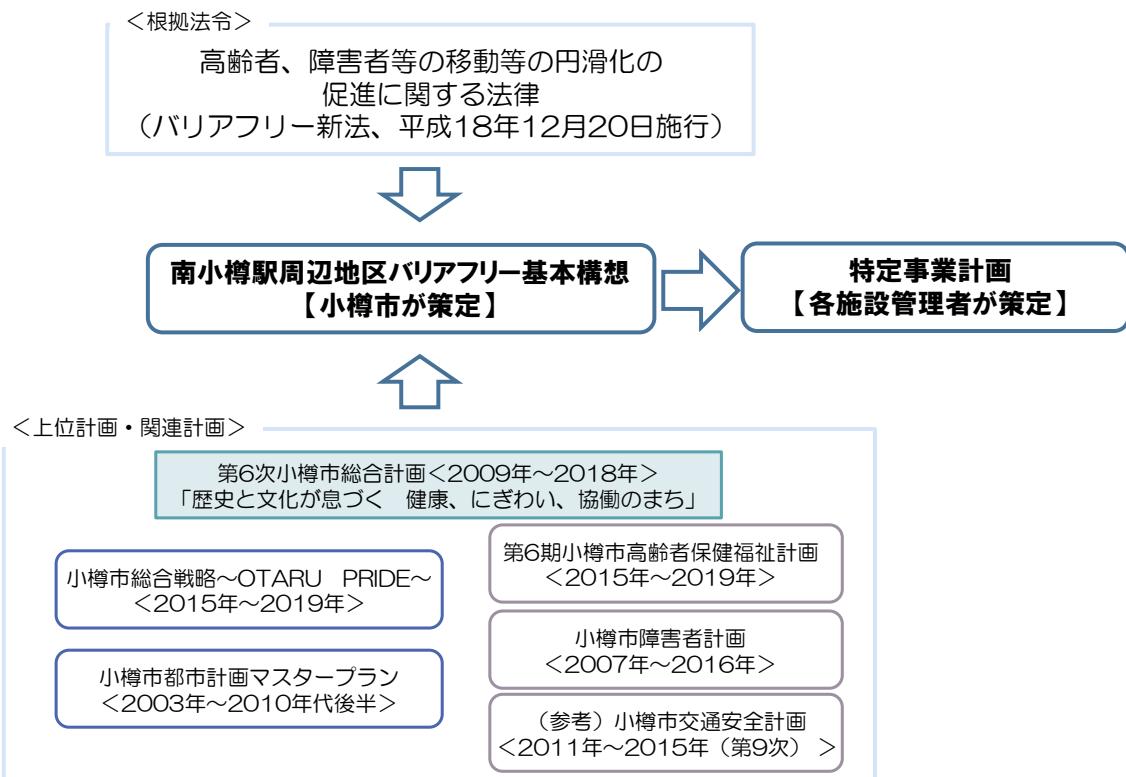
(3) バリアフリー新法の枠組み

**高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の
基本的枠組み**



1-4 基本構想の位置づけ

バリアフリー新法を根拠法令とし、第6次小樽市総合計画で掲げられている「歴史と文化が息づく 健康、にぎわい、協働のまち」を達成するため、上位計画や関連計画などと整合を図ることとします。



1-5 目標年次

基本構想の目標年次は、平成38年度（概ね10年以内）とします。

また、高齢化の進行度合いなどの地域の状況や、社会・経済情勢の変化等をうけての見直しは適宜実施します。

第2章 小樽市の概況と上位・関連計画

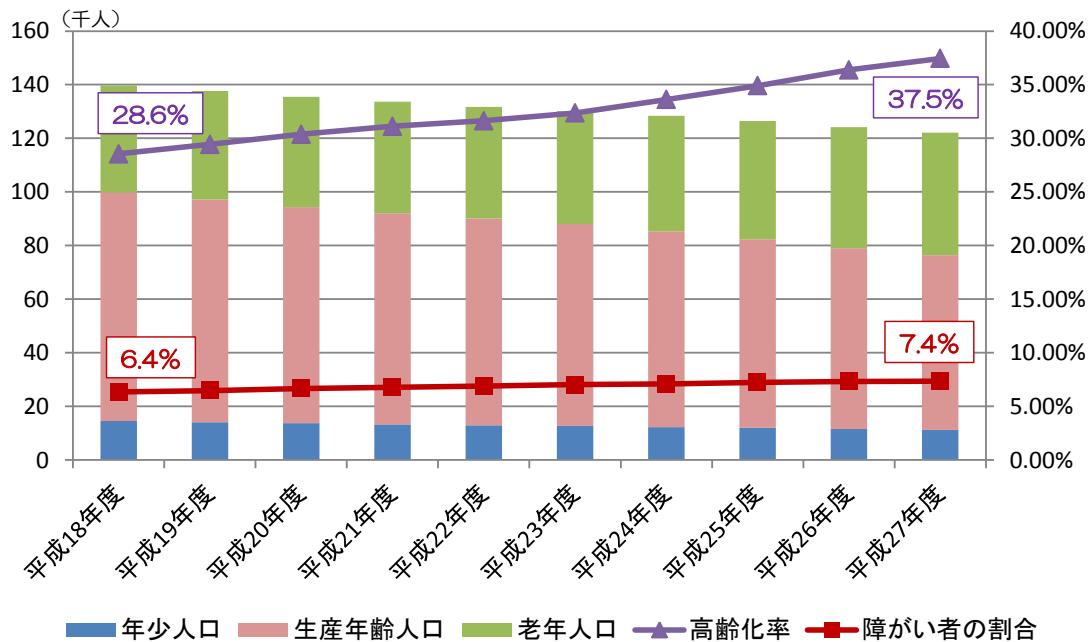
2-1 小樽市の概況

(1) 小樽市の人口動態

小樽市の人口は減少を続けており、平成18年度は約14万人でしたが、平成27年度には約12.2万人となり、約1.7万人減少しています。

一方、高齢者数は増加を続けており、平成18年度は高齢者の数が約4万人（高齢化率28.6%）でしたが、平成27年度末には約4.5万人（高齢化率37.5%）となっています。

また、障がい者の割合も増加傾向となっています。



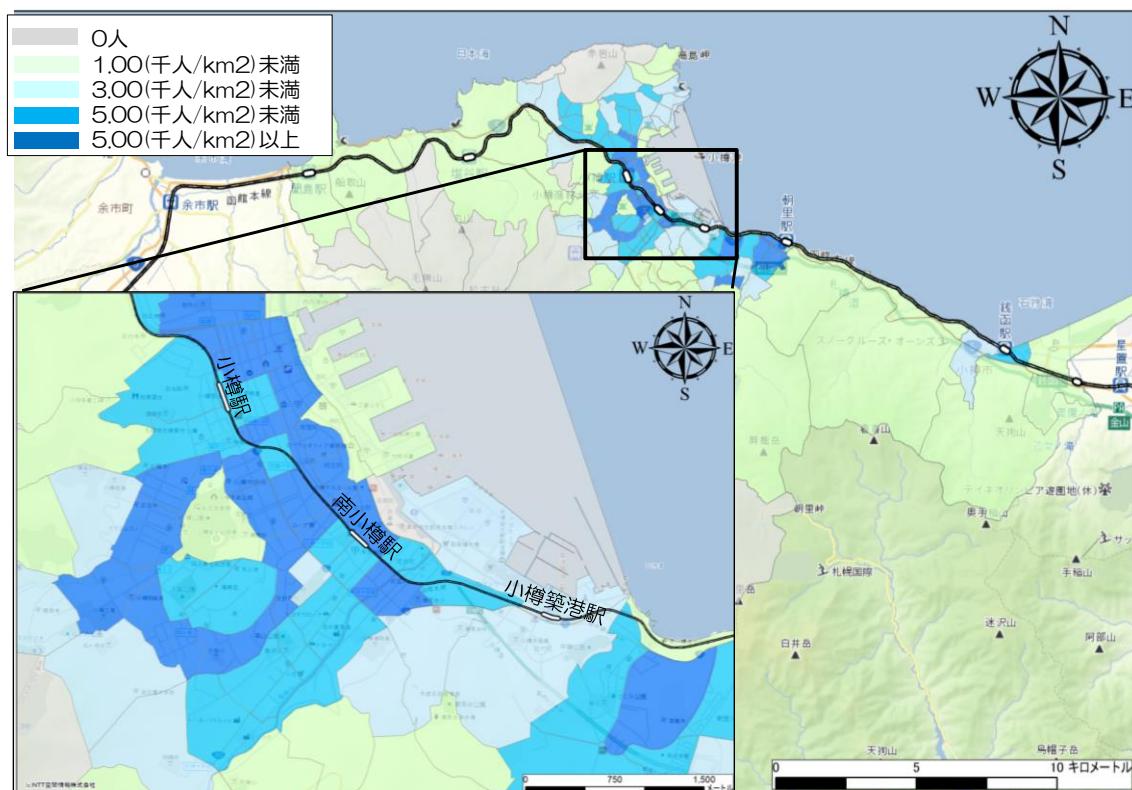
資料：「小樽市的人口（平成19年3月～平成28年3月）」

資料：市福祉部

(2) 小樽市内の人団密度分布

小樽市内の人団密度の平均値は平成28年10月時点において、2.90(千人/km²)となっています。

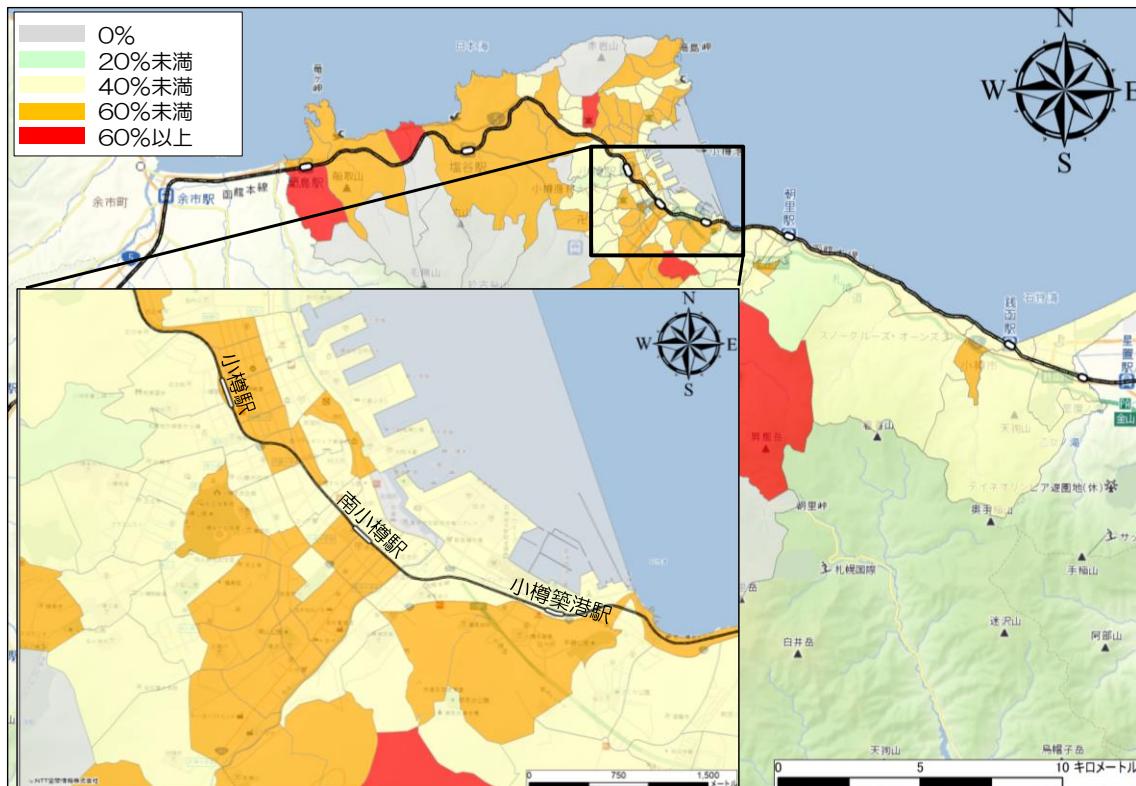
そのうち、南小樽駅周辺地区では、小樽市内の平均値を超える人口密度(3.00千人/km²~5.00千人/km²)を含む地域が多く、人口が集中している地区となっています。



資料：年齢別・町丁別・事由別住民基本台帳人口（平成28年10月）

(3) 小樽市内の高齢化率

小樽市内の高齢化率は平成28年10月時点において、37.9%となっています。そのうち、南小樽駅周辺地区では、高齢化率が40%～60%の地域が多く、小樽市内と比較すると高齢化率の高い地区となっています。



資料：年齢別・町丁別・事由別住民基本台帳人口（平成28年10月）

(4) 小樽市内の医療機関の分布

小樽市内における医療機関は、鉄道駅の周辺に多く分布しています。南小樽駅周辺地区でも、小樽市立病院、小樽協会病院、小樽市夜間急病センターなどの医療機関が南小樽駅の南西側に多く立地しています。



資料：国土数値情報 医療機関（平成 26 年 9 月）

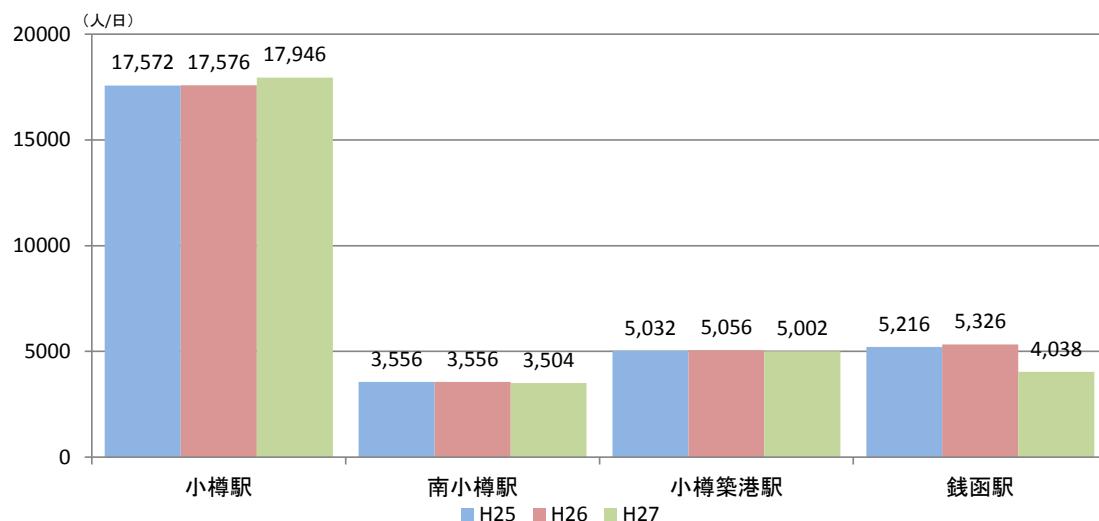
(5) 鉄道駅の概況

小樽市内にある鉄道駅のうち、1日あたりの乗降客数が3,000人以上となる駅は、小樽駅、南小樽駅、小樽築港駅、銭函駅の4駅となっています。

このうち、小樽築港駅はバリアフリー化されており、銭函駅は平成28年度にバリアフリー化に向けた整備に着手しています。また、小樽駅では、エレベーターは未整備であるものの車いす対応のエスカレーターが備わっているなど、バリアフリーに準じた態勢が整っています。

南小樽駅については、エレベーターなど段差解消のための設備が未整備であることから、車いす階段昇降機を使用するなどにより対応している状況となっています。

【小樽市内の鉄道駅乗降客数】



資料：北海道旅客鉄道（株）

【小樽市内鉄道駅のバリアフリー化の状況】

	バリアフリー化の状況		備考
小樽駅	エレベーター	×	
	エスカレーター	○	車いす対応のエスカレーターを設置
	車いす対応トイレ	○	駅舎内に1か所設置
南小樽駅	エレベーター	×	
	エスカレーター	×	
	車いす対応トイレ	×	
小樽築港駅	エレベーター	○	
	エスカレーター	○	
	車いす対応トイレ	○	駅舎内に1か所設置
銭函駅	エレベーター	×	平成28年度にバリアフリー化に向けた整備に着手
	エスカレーター	×	
	車いす対応トイレ	×	

<凡例>

- 整備済み
- × 未整備

資料：北海道旅客鉄道（株）

2-2 上位・関連計画

(1) 第6次小樽市総合計画（平成21年度～平成30年度）

○ 基本理念と目的

市民福祉の向上を基本理念とし、「市民と行政がともに知恵を出し合い、協働のまちづくりを進め、市民が快適で安心して心豊かに暮らせる、活力あふれる地域社会の実現を目指す」ことを目的とし、まちづくり5つのテーマを以下のように定めています。

- 1.心豊かに学び、地域文化をはぐくむまち（生涯学習）
- 2.ともに支えあい、安心して健やかに暮らせるまち（市民福祉）
- 3.安全で快適な住みよいまち（生活基盤）
- 4.人・もの・情報が交流する活力あるにぎわいのまち（産業振興）
- 5.自然とまちなみが調和し、環境にやさしいまち（環境保全）

○ バリアフリーに関する事項

まちづくり5つのテーマのうち、「2.ともに支えあい、安心して健やかに暮らせるまち（市民福祉）」において、以下のように定めています。

地域福祉の推進には、「ともに生きる社会づくり」の視点が重要であり、住民自身が地域社会の生活課題や現状を認識し、地域社会に積極的にかかわり、参加することが求められています。そのためには、住環境など物質的なバリアだけではなく、偏見や差別といった心のバリアを取り除き、ハードとソフトの両面から総合的なまちづくりを進めていく必要があります。

■バリアフリーの推進

年齢や障がいの有無にかかわらず、すべての人が住み慣れた地域で自由に活動し、安全で快適な生活ができるよう、市民、事業者、行政が一体となってバリアフリーセンターの実現に努めます。

また、公共施設などのバリアフリー化についての啓発活動に取り組みます。

(2)小樽市総合戦略～OTARU PRIDE～(平成27年度～平成31年度)

○ 基本目標

将来の都市像「訪れる人を魅了し、暮らす人には優しい、市民幸福度の高いまち」を目指すため、3つの基本目標を定めています。

【基本目標Ⅰ】

子育て世代をはじめ、すべての居住者に優しい、生活利便性の向上

【基本目標Ⅱ】

小樽の強みを活かした産業振興と、新たな人の流れの創出

【基本目標Ⅲ】

札幌圏や北シリベシ・後志地域における、広域的な連携の推進

○ バリアフリーに関する事項

基本目標Ⅰにおける重点戦略において、以下のように定めています。

すべての市民が安全・安心に生活するためには、地域における医療体制の確保や、冬期間における生活道路の確保、主要駅のバリアフリー化の推進による利便性の向上など、生活に直結する住民サービスをきめ細やかに行うことで、市民ニーズの実現を優先する必要があります。

将来にわたり定住を促すためには、市内居住者はもちろんのこと、市外からの転入者が満足できるよう、既存住宅や施設の有効活用や共同利用、地域住民の助け合いや見守りなどにより、市民幸福度を高めることで「住み続けるチカラ」の強化を図ります。

(3) 小樽市都市計画マスタープラン（2003年～2010年代後半）

○ 基本目標

将来の都市像「未来と歴史が調和した安心、快適、躍動のまち」を目指すため、3つの基本目標を定めています。

【基本目標Ⅰ】

自然を大切にし、歴史を育むまち <環境と調和する都市をめざして>

【基本目標Ⅱ】

活気あるまち <活気ある産業・交流都市をめざして>

【基本目標Ⅲ】

安心して快適に暮らせるまち <安全で快適な都市をめざして>

○ バリアフリーに関する事項

まちづくりの部門別方針において、以下のように定めています。

1) 基本的考え方

小樽市の高齢化率は、道内主要都市の中でも高い比率にあります。

今後の本格的な高齢社会や地形的な特性を踏まえ、ノーマライゼーションの理念のもとに、すべての人が住み慣れた地域社会の中で暮らせる、人にやさしいまちづくりをめざします。このため「北海道福祉のまちづくり条例」等に基づくまちづくりを進めるとともに、バリアフリーを含めたユニバーサルデザインに配慮した空間づくりに努めます。

2) 歩行者空間の確保

すべての人にやさしい歩行者空間を確保するため、車いすなどにも配慮した歩道のネットワークの形成や段差の解消などに努めます。

3) 公共交通機関施設のバリアフリー化

公共交通機関の施設における通路やエレベーター、トイレなど連続性のあるバリアフリーの整備を誘導します。

4) 誰もが利用しやすい建築物の整備

官公庁施設、教育文化施設、医療施設、福祉施設等、多くの人が利用する公共的な施設は、誰もが円滑に利用できる出入口や通路、階段、トイレなどの整備を進めます。

5) 公園のバリアフリー化

公園の整備に際しては、バリアフリーを図り、誰もが利用しやすい施設整備に努めます。

(4) 第6期小樽市高齢者保健福祉計画（平成27年度～平成29年度）

○ 計画の基本理念

計画の基本理念として、以下のように定めています。

今後、高齢化が一層進展し、一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が増加、さらには認知症高齢者の増加が見込まれることなどから、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、予防、住まい及び自立した日常生活の支援を一体的に提供していく「地域包括ケアシステム」の構築を目指し、計画を着実に推進していく必要があります。

こうした状況を踏まえ、第6期の本計画では、平成21（2009）年から10年間の施策の展開方針である第6次小樽市総合計画の「まちづくり5つのテーマ2」から「ともに支えあい、安心して健やかに暮らせるまち」を基本理念とします。

○ バリアフリーに関する事項

高齢者保健福祉施策のうち、環境づくりについて以下のように定めています。

- 1) 公共施設のバリアフリー化や道路の段差解消
- 2) 利用しやすい公共交通機関の整備
- 3) 社会資源を活用した安否確認などの体制づくり

(5) 小樽市障害者計画（平成19年度～平成28年度）

○ 計画の基本理念

計画の基本理念として以下のように定めています。

小樽市障害者計画は、障がいのある人もない人も社会の一員として同じ条件で生活し活動できる成熟した社会の実現を目指す「ノーマライゼーション」の理念、障がいのある人が自己の能力を最大限に発揮し、その自立を促す「リハビリテーション」の理念、さらには、歩道の段差、車いす使用者の通行を妨げる障害物、乗降口や出入口の段差などの物理的な障壁、資格や免許の付与を制限するなどの制度的な障壁、音声案内、点字、手話通訳、要約筆記、字幕放送、分かりやすい表示の欠如などによる文化・情報面での障壁、心ない言葉や視線、障がいのある人を擁護する存在としてとらえる心の障壁など、障がいのある人が社会生活をしていく上で障壁となるものを取り扱う「バリアフリー」の理念を基本とします。

○ バリアフリーに関する事項

生活環境の整備に関する基本的方向として、以下のように定めています。

■福祉のまちづくりの推進

- ・「バリアフリー新法」、「北海道福祉のまちづくり条例」及び「小樽市建築基準法施行条例」について、建築関係団体及び事業者への一層の啓発・周知を図るとともに、官民一体となってきめ細やかな福祉のまちづくりの推進に努めます。
- ・障がいのある人や高齢者などすべての市民が、ノーマライゼーションの理念の下、自由に行動し、地域で自立した生活を送るため、思いやりの心の醸成などソフト面のバリアフリー化と建物や道路など公共的施設等のバリアフリー化の促進を図るとともに、福祉のまちづくりの市民意識の高揚を図り、理解と協力を求めていきます。

■道路の整備

- ・「北海道福祉のまちづくり条例」に基づき、誰もが安全で快適に利用できる幅の広い歩道や段差の解消など、安全でゆとりのある、人にやさしい歩行空間の確保に努めます。

■交通環境・移動手段の充実

- ・障がいのある人が安全で自由に移動できるよう、関係機関、民間事業者等の協力を得ながら、交通環境設備の充実を促進します。

(6) (参考) 第9次小樽市交通安全計画（平成23年度～平成27年度）

○ 計画の基本理念

計画の基本理念として、以下のように定めています。

小樽市における道路交通の安全のための施策を講ずるに当たっては、「自らの命は自ら守る」「家族の命は家族で守る」「地域の命は地域で守る」という自他の人命尊重の理念のもと、究極的に交通事故のない社会を目指す立場に立って、社会情勢の変化を踏まえ、歩行者、高齢者、障がい者、子ども等の交通弱者の安全を一層確保する「人優先」の交通安全思想を基本とする安全施策を講ずる必要がある。

このような観点から、交通社会を構成する人間、交通機関及びこれらが活動する場としての交通環境という3つの要素について、それら相互の関連を考慮しながら、小樽市の実態に即した施策を総合的に策定し、悲惨な交通事故の根絶に向けて、これを官民一体となって強力に推進する。

第3章 バリアフリー化の基本方針

3-1 基本理念

「第6次小樽市総合計画」で掲げる5つのテーマのうち、『ともに支えあい、安心して健やかに暮らせるまち』を基本理念とします。

<基本理念>
ともに支えあい、安心して健やかに暮らせるまち

3-2 基本方針

基本理念を実現するために、「ハードの整備」、「ソフトの整備」、「協働の取り組み」を推進しながら、以下の5つの方針を掲げ、バリアフリー化を目指します。

【方針1】すべての人にやさしい歩行者ネットワークの確保

高齢者や障がい者をはじめ、すべての人が住み慣れた地域社会の中で暮らせる、人にやさしいまちづくりを目指すため、「北海道福祉のまちづくり条例」等に基づくまちづくりを進めるとともに、バリアフリーを含めたユニバーサルデザインに配慮した空間づくりに努めます。

【方針2】冬期の積雪・凍結に対する配慮

冬期特有の積雪や凍結等による歩行環境の悪化を軽減するため、行政による歩道除雪の実施などに加えて、地域との協働による凍結路面对策を推進することでより快適な歩行空間の改善に努めます。

【方針3】「心のバリアフリー」の推進

すべての市民が高齢者、障がい者などの困難を自らの問題として認識し、積極的に協力する「心のバリアフリー」を推進するためのソフト施策を充実することで、ユニバーサル社会の実現を目指します。

【方針4】行政、施設管理者、市民との連携・協働

効果的、効率的な整備を進めるため、行政と施設管理者や市民が連携し協働によるバリアフリーの推進に取り組みます。

【方針5】継続的・段階的な整備の推進

南小樽駅周辺地区のみならず、まち全体のバリアフリー化が進展するよう、行政と施設管理者、市民等の参加により、整備内容の評価を行い、継続的・段階的な発展（スパイラルアップ）を図ります。

第4章 重点整備地区と生活関連施設・生活関連経路の設定

4-1 重点整備地区

(1) 重点整備地区の要件

一定の地区における施設や道路等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するため、重点整備地区^{※4}を設定します。

設定にあたっては、バリアフリー新法第2条第21号に基づき、国が定めた「移動等円滑化の促進に関する基本方針」の下記の要件を考慮して、特に優先してバリアフリー事業の実施が必要であると認められる地区を重点整備地区として位置づけます。

【重点整備地区の要件】

- 生活関連施設^{※5}があり、かつ、それらの間の移動が通常徒歩で行われる地区
⇒原則として生活関連施設のうち特定旅客施設^{※6}または特別特定建築物（官公庁施設、医療施設等）が3つ以上ある地区
⇒徒歩圏内として、面積約400ha未満（2km四方）の地区
- 生活関連施設及び生活関連経路^{※7}についてバリアフリー化事業が特に必要な地区
⇒高齢者や障がい者などの移動や施設利用状況、土地利用や諸機能の集積状況、将来の方向性、実現可能性等の観点から総合的な判断により設定する地区
- バリアフリー化の事業を重点的・一体的に行なうことが総合的な都市機能の増進を図るうえで有効かつ適切な地区
⇒都市機能（高齢者や障がい者などに交流と社会参加機会を提供する機能や消費生活の場を提供する機能等）の増進を図るうえで有効かつ適切な地区

※4：重点整備地区

一定の地区における施設や道路等のバリアフリー化を、重点的かつ一体的に推進するために設定する地区

※5：生活関連施設

高齢者、障がい者などが利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設などの施設のうち基本構想において位置づける施設

※6：特定旅客施設

次のいずれかの条件を満たす旅客施設を指します。

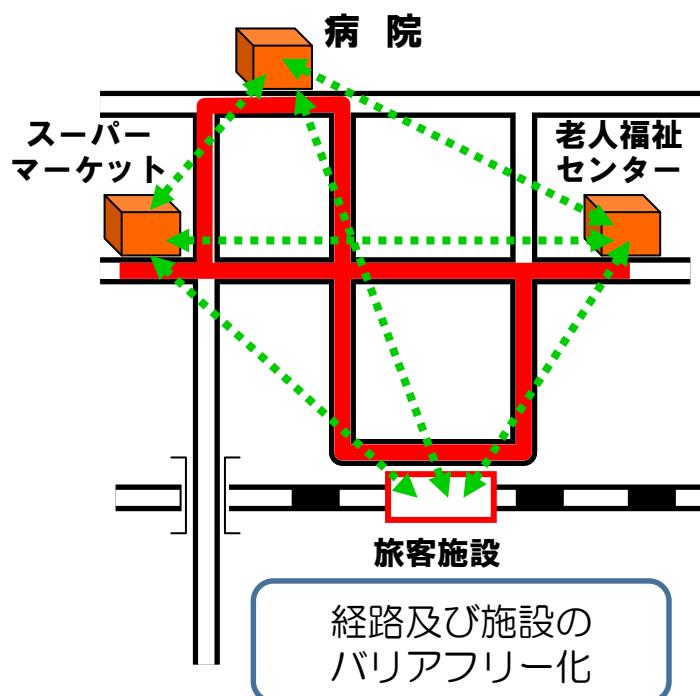
(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第1条より)

- ① 1日当りの利用客数が5千人以上の旅客施設
- ② 当該市町村の高齢化率等、地域の状況からみて、高齢者、身体障害者等の方々の利用者数が①の旅客施設と同程度と認められる旅客施設
- ③ その他、徒歩圏内に当該旅客施設を利用する相当数の高齢者、身体障害者等の方々が利用する施設が存在し、当該旅客施設の利用の状況から、移動円滑化事業を優先的に実施する必要が特に高いと認められる施設

※7：生活関連経路

生活関連施設間を結ぶなど骨格となる経路

【重点整備地区における移動等円滑化のイメージ】

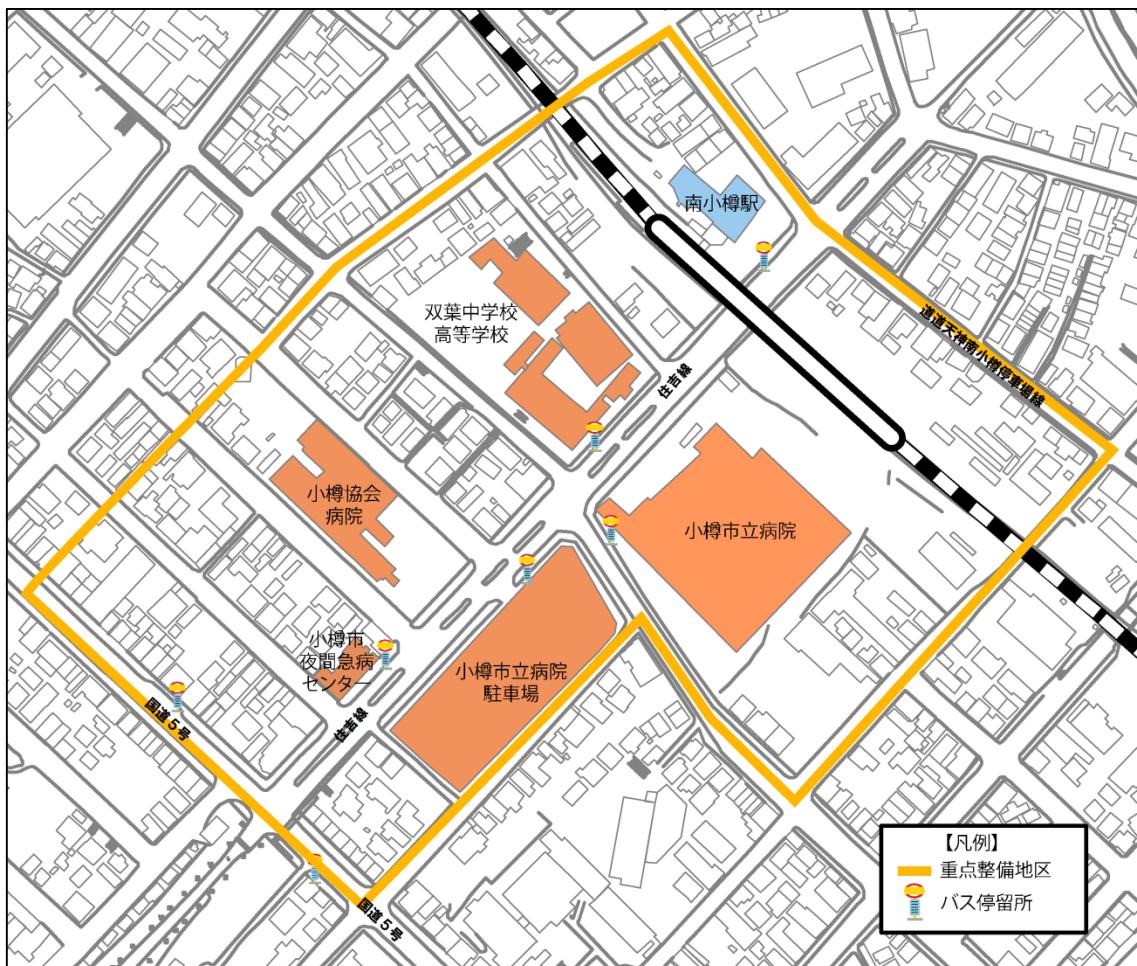


(2) 重点整備地区的設定

南小樽駅周辺地区では、公共交通機関の施設である南小樽駅及びバス停留所があり、小樽市立病院、小樽協会病院等の施設が立地していることから以下の考え方に基づき重点整備地区の範囲を設定します。

【重点整備地区設定の考え方】

- 南小樽駅及びバス停留所を含み、それらの公共交通機関施設から徒歩圏内にある病院等の施設を含む範囲



4-2 生活関連施設の設定

生活関連施設には、公共・民間施設を問わず、様々な施設が該当します。

「相当数の高齢者、障がい者等が利用する」(バリアフリー新法第2条21号イ)という観点から、市民の利用の実情に応じて以下の考え方を考慮し、優先的にバリアフリー化を実施する必要性のある施設を生活関連施設として設定します。

ただし、生活関連施設のすべてが特定事業を実施するものではありません。

【生活関連施設設定の考え方】

- 不特定多数の人が利用する施設
- 公共性、公益性の高い施設
- 高齢者、障がい者などが日常生活及び社会生活において利用する施設

【生活関連施設】

施設名		管理者	備考
旅客施設	南小樽駅	北海道旅客鉄道（株）	特定旅客施設
建築物	小樽市立病院（駐車場含む）	小樽市	特別特定建築物
	小樽協会病院	社会福祉法人 北海道社会事業協会 小樽病院	特別特定建築物
	小樽市夜間急病センター	小樽市	特別特定建築物
	双葉中学校・高等学校	学校法人 北海道龍谷学園	特定建築物 (指定避難所)

4-3 生活関連経路の設定

南小樽駅周辺地区では坂道が多く、バリアフリー化に対応することが困難となるような場所も多く存在しています。

このような地域の特性に配慮し、以下の考え方を勘案して、生活関連経路を設定します。

【生活関連経路の考え方】

- 旅客施設等と病院等の生活関連施設を最短で結ぶ骨格となる経路
- より多くの人が通行する経路
- 比較的平坦で徒歩での移動がしやすい経路

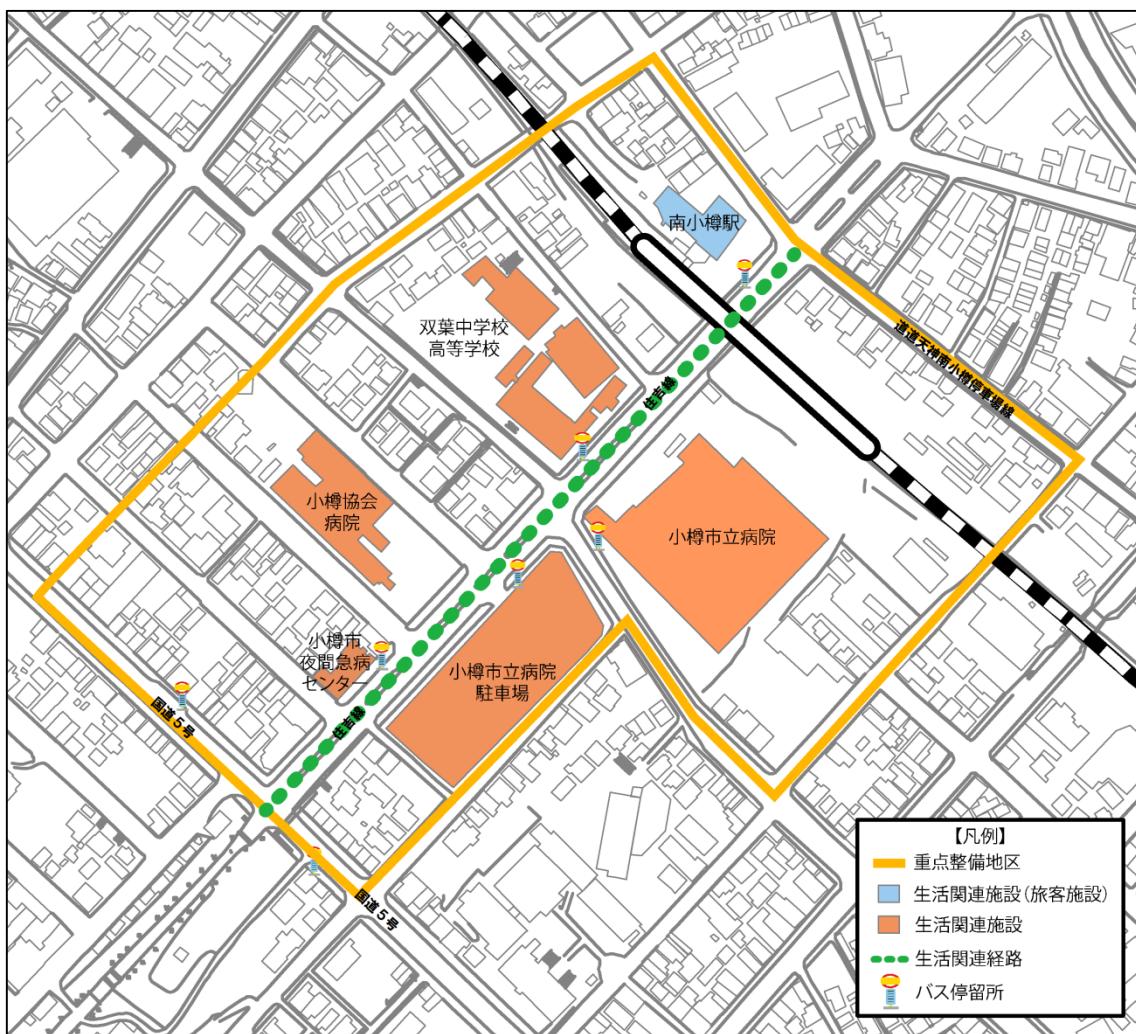
【生活関連経路】

路線名	区間	備考
市道住吉線	道道天神南小樽停車場線交点～ 国道5号交点	

4-4 生活関連施設及び生活関連経路の位置

重点整備地区における生活関連施設及び生活関連経路は以下の図に示すとおりとなります。

【生活関連施設及び生活関連経路の位置】



第5章 課題及び市民意向の把握

5-1 まちあるきによる課題の把握

(1) まちあるきの目的等

南小樽駅や病院等の生活関連施設及びそれらを結ぶ生活関連経路となる市道住吉線について、障がい（バリア）となっている場所や課題の把握のため、実際に現地を歩いて点検する現地調査を行いました。

また、まちあるきによる現地確認後は、バリアフリー化に向けての課題や要望等について、ワークショップ形式により意見交換を行いました。

当日は、車いすを使用しての疑似体験や、肢体障がいの方にも参加していただきで、障がいをもった方の視点での課題等の把握に努めました。

(2) まちあるきの概要

○ 実施日時

- ・ まちあるき 平成28年9月29日（木） 13：30～15：20
- ・ 意見交換会 平成28年9月29日（木） 15：30～16：30

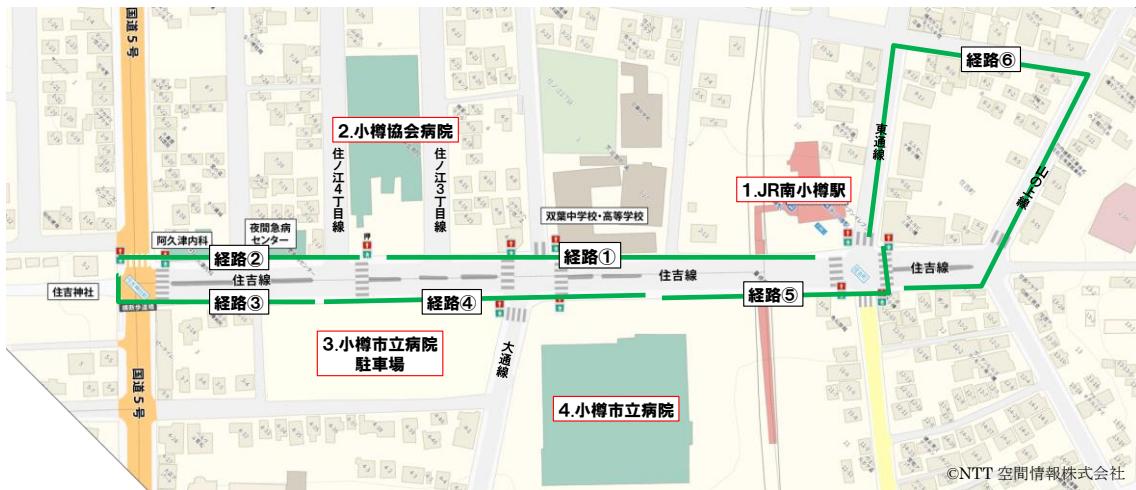
○ まちあるき参加者

- ・ 協議会委員 18名
- ・ 肢体障がい者 2名

○ まちあるきルート

生活関連施設のうち、南小樽駅、小樽市立病院及び小樽協会病院の3施設と、生活関連経路に設定した市道住吉線について確認しました。なお、観光目的での利用が多いと想定される道路や、必要な整備を行うことで経路の連續性がより確保されると見込める道路等の生活関連経路以外の道路についてもあわせて確認しました。

【まちあるきルート及び視察施設】



	視察場所	視察範囲
経路	経路① 市道住吉線、住ノ江3丁目線	南小樽駅～ 小樽協会病院前
	経路② 市道住吉線、住ノ江4丁目線	小樽協会病院前～ 国道5号
	経路③ 市道住吉線	国道5号～ 小樽市立病院駐車場前
	経路④ 市道住吉線	小樽市立病院駐車場前～ 小樽市立病院前
	経路⑤ 市道住吉線	小樽市立病院前～ 南小樽駅前
	経路⑥ 市道住吉線、市道山の上線、 市道東通線	南小樽駅前～ 小樽市立病院前
施設	南小樽駅	待合室、プラットホーム、駅前 広場
	小樽協会病院	施設出入口～エレベーターまで の経路
	小樽市立病院（駐車場含む）	駐車場～横断歩道～施設出入口 ～エレベーターまでの経路

○ まちあるきの様子

南小樽駅（改札内の階段）



南小樽駅（プラットホーム）



小樽協会病院（玄関付近）



市道住吉線（横断歩道付近）



市道住吉線（交差点付近）



市道住吉線（国道5号との交点付近）



(3) まちあるきにおける主な意見

○ 経路

経路	分類	現地調査における主な意見
市道 住吉線、 大通線、 住ノ江 3 丁目線、 住ノ江 4 丁目線 (経路① ～経路⑤)	経路	<ul style="list-style-type: none"> 歩道の幅員が狭いところがあり、通行しづらい 歩道の擦り付けが急なところが多く、歩道が傾いており危険 点字ブロックが破損している箇所や、敷設されていない箇所がある 車道と歩道の段差が大きい 小樽市立病院と駐車場を結ぶ横断歩道が傾いているため、車いすで通行しづらい 市道住吉線から小樽協会病院までの経路が傾斜になっており、通行しづらい
	交通 安全 施設、 道路 付属 施設	<ul style="list-style-type: none"> 信号機の青時間が短く、車いすで通行できない可能性がある 音響信号装置が未設置の信号機がある 冬期に雪が堆積し、信号機の押しボタンが押せない バス停留所が路上にあるため、雨や風、雪をしのぐことができない 街灯が少なく、暗くて危険 冬期は横断歩道橋がすべるため、非常に危険
	その他	<ul style="list-style-type: none"> 路上駐停車が多く、歩きづらい 市道住吉線から小樽協会病院までの経路で路上駐車が多く、車いすで通行しづらい 乱横断する人が多く危険
市道 住吉線 ～市道 山の上線、 東通線 (経路⑥)	経路	<ul style="list-style-type: none"> 点字ブロックが破損している箇所や敷設されていない箇所がある 歩道に凹凸があり歩きづらい 歩道幅員が狭い 歩道の擦り付けが急なところが多く、歩道が傾いており危険 歩道のない箇所が多い
	その他	<ul style="list-style-type: none"> 路上駐車が多く歩きづらい 自動車の速度が速く危険

○ 施設

施設	分類	現地調査における主な意見	
南小樽駅	駅舎内	<ul style="list-style-type: none"> 点字ブロックが待合室とホームにしか敷設されていない エレベーターがない（昇降機は、移動に時間がかかる、事前予約が必要などの課題が多い） 階段の中央に手すりが欲しい 階段の1段が高く歩きづらい ホームに電光掲示板が必要 トイレがバリアフリー化されていない 	
	その他	<ul style="list-style-type: none"> 南小樽駅と小樽市立病院を接続するとよい 	
駅前広場		<ul style="list-style-type: none"> 階段を無くし、駅舎と同じ高さか緩やかにするべき 駅前広場が傾斜しており、特に冬期は非常にすべりやすく危険 駅前広場が狭い 道路や歩道に段差が多い 舗装面に凹凸が多く歩きづらい 排水溝の溝が広く、車いすのタイヤなどが挟まる 	
小樽市立病院	病院	<ul style="list-style-type: none"> 通路に小さな段差があり、車いすで通行しづらい 点字ブロックがあると車いすで通行しづらい 施設内にエレベーターが1箇所しかないように見えるため、案内表示に工夫が必要 1Fトイレの扉をスライド式にするとよいのではないか 	
	駐車場	<ul style="list-style-type: none"> 車いす用（障がい者用）の駐車ますまでの案内がない 施設周辺に路上駐車車両が多く、これらの車両を減らすために駐車場の運用方法を検討してはどうか 	
小樽協会病院		<ul style="list-style-type: none"> 道路と施設出入口の間に段差や横方向の傾きがあり、車いすで通行しづらい 施設出入口から施設内において点字ブロックがない 排水溝の溝が広く、車いすのタイヤなどが挟まる 	

(4) 考察

生活関連経路である市道住吉線と、市道山の上線などの他の経路については、歩道幅が一部狭くなっていることや歩道の傾斜がきついことで車いすでの通行がしづらいとの意見が多く、点字ブロックの破損についての指摘もありました。

交通安全施設や道路付属施設については、青信号の時間の短さについての指摘や、夜間の照明の暗さについて意見がありました。

また、路上駐車や乱横断の多さなど、マナーに関する指摘も多くありました。

南小樽駅については、エレベーター等の段差解消設備や多機能トイレなど、バリアフリー対応となる設備の設置を望む意見が多くあげられました。

小樽市立病院や小樽協会病院については、点字ブロックの連續性の確保や、エレベーターなどの各設備への案内表示の充実を望む声がありました。

これらのことから、経路及び施設ともに段差解消等によるバリアフリー化について、高い関心が寄せられているとともに、バリアフリー化に向けた施設整備が必要であるものと考えます。

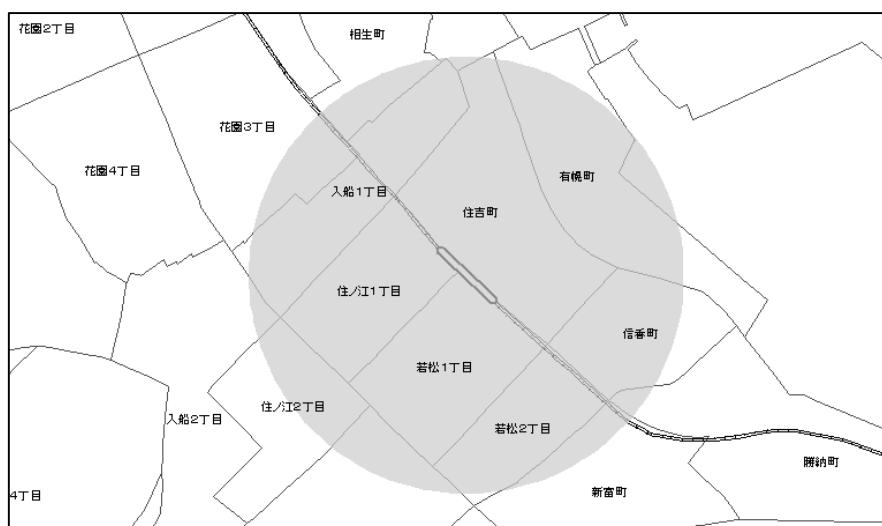
5-2 アンケート調査による課題の把握

(1) 調査の目的等

南小樽駅周辺地区においてバリアフリーを進めるにあたり、南小樽駅や市道住吉線及び周辺施設の利用状況並びにそれらを利用するうえでの課題について把握するため、南小樽駅周辺地区に居住している方を対象として郵送配布によるアンケート調査を実施しました。

○ 調査対象エリア

- ・ 南小樽駅を中心として半径約500mの範囲



(2) 調査の概要

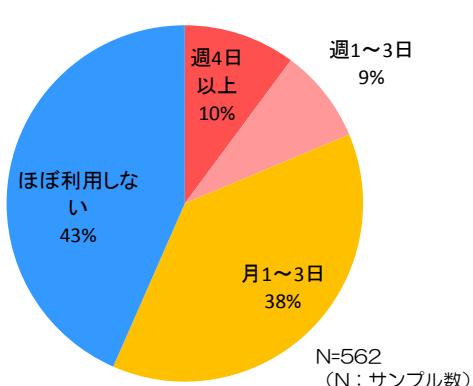
- 調査期間：平成 28 年 10 月 17 日（月）～平成 28 年 10 月 27 日（木）
- 調査方法：無記名による自己記入方式で、無作為抽出による郵送配布・回収
- 配布数：1,300 部
- 回収数：570 部（回収率 43.8%）

(3) 調査結果のとりまとめ

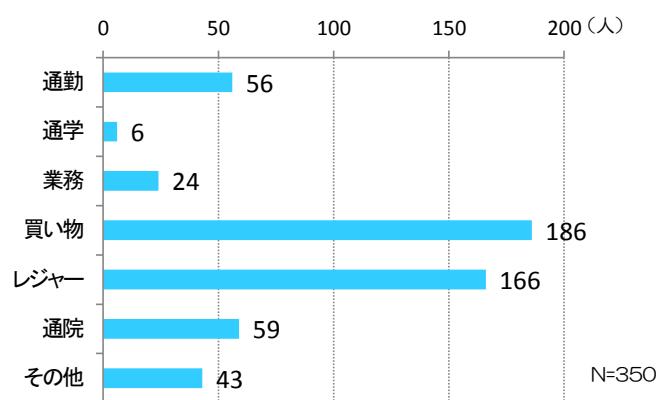
○ 南小樽駅の利用頻度と利用目的

回答者の約6割が月に1回以上の頻度で駅を利用しています。また、駅を利用する目的として、買い物やレジャー目的での利用が最も多く、続いているのは通勤や通院目的となっています。

【南小樽駅の利用頻度】



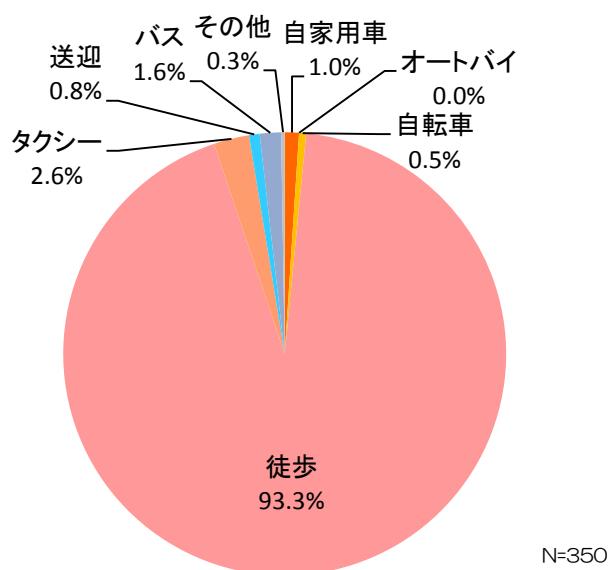
【南小樽駅の利用目的（複数回答）】



○ 南小樽駅までの移動手段

駅利用者のうち93%が徒歩により駅まで移動しています。

【南小樽駅までの移動手段】

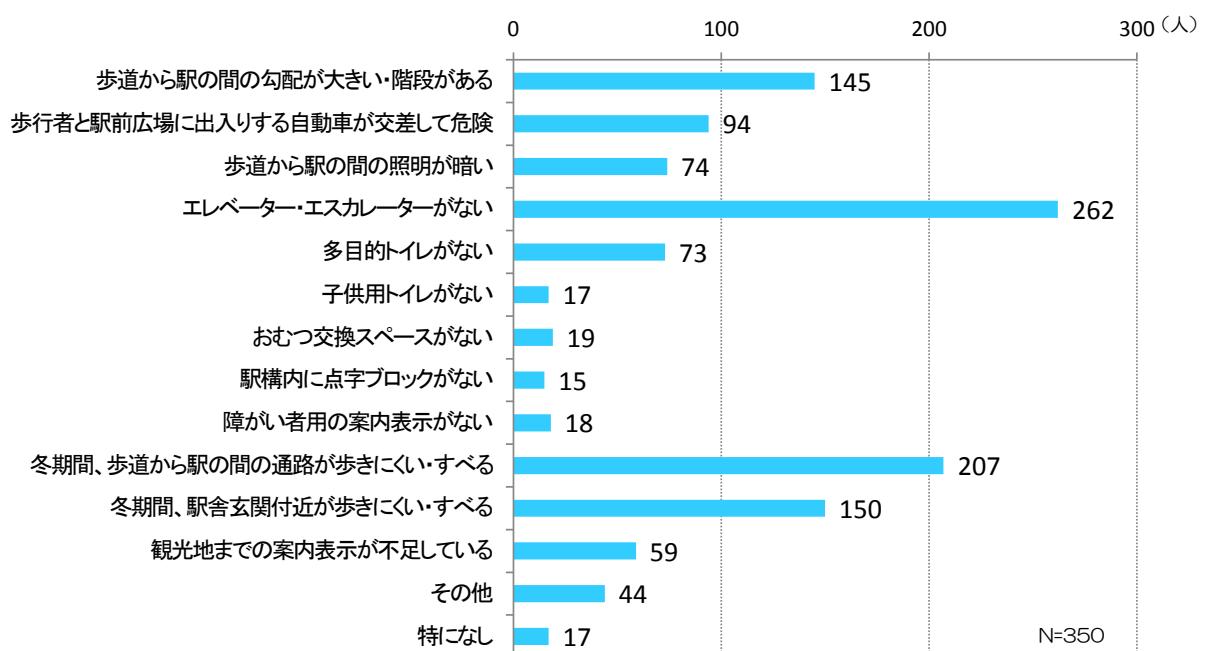


○ 南小樽駅の課題

課題として最も多くあげられた項目は「エレベーター・エスカレーターがない」となっており、次に「冬期間、歩道から駅の間の通路が歩きにくい・すべる」と「冬期間、駅舎玄関付近が歩きにくい・すべる」で冬期に関する課題が多くあげられています。

また、駅前広場にかかる経路についても「歩道から駅の間の勾配が大きい・階段がある」が上記に次いで多くあげられており、課題として認識されています。

【南小樽駅の課題（複数回答）】

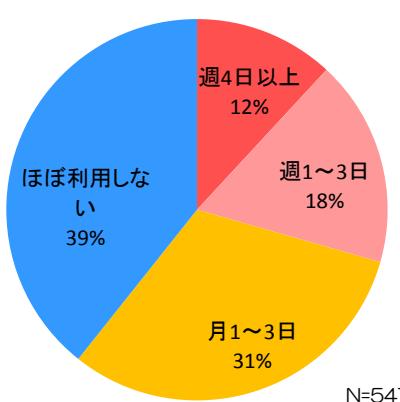


○ 市道住吉線における徒歩での利用頻度と目的となる施設

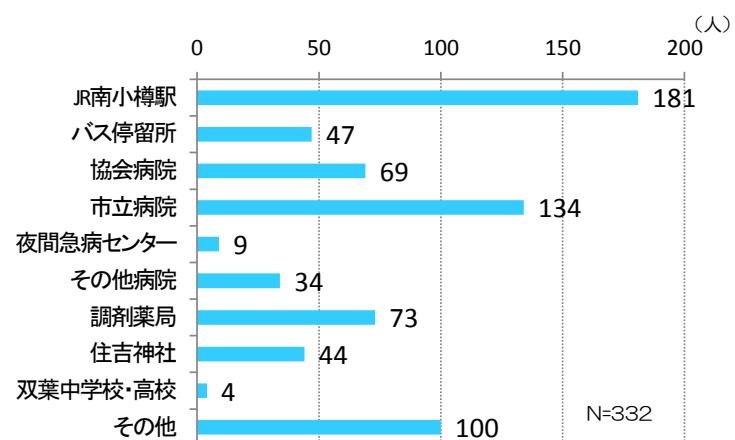
回答者の約6割が、月に1回以上の頻度で市道住吉線を徒歩で移動しています。

また、市道住吉線を利用して訪れることが多い施設は南小樽駅のほか、バス停留所や病院、調剤薬局といった施設の利用のためとなっています。

【市道住吉線の利用頻度】



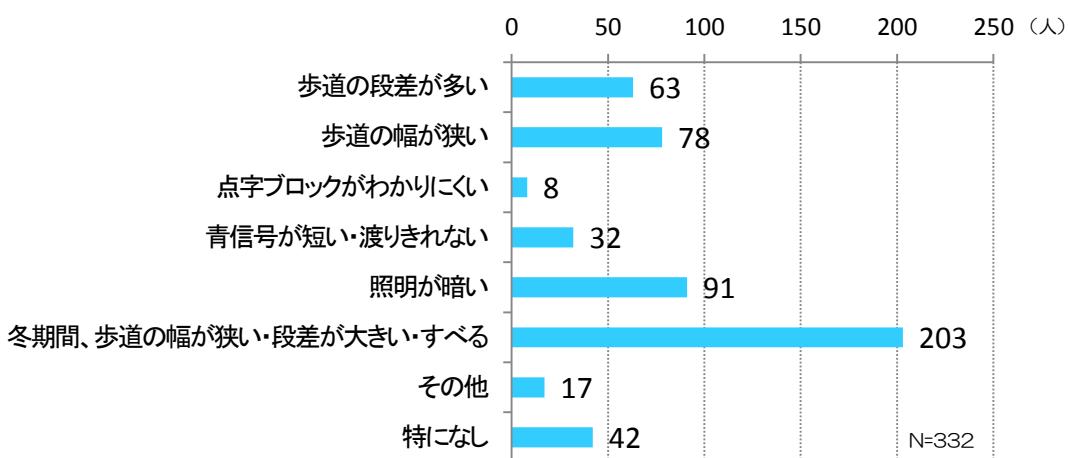
【目的となる施設（複数回答）】



○ 市道住吉線における課題

課題として最も多くあげられた項目は、「冬期間、歩道の幅が狭い・段差が多い・すべる」といった冬期に関することとなっており、続いて、「照明が暗い」、「歩道の幅が狭い」、「歩道の段差が多い」といった項目が課題として認識されていました。

【市道住吉線の課題（複数回答）】



(4) 考察

南小樽駅及び市道住吉線とともに、地域住民がよく利用する施設であることがわかりました。特に、駅を利用する人の移動手段は、9割以上が徒歩での移動となっています。また、市道住吉線を徒歩で移動する人の利用目的は、駅までの移動が最も多く、次いで病院となっています。

施設の課題では、南小樽駅については「エレベーター・エスカレーターがない」ことが最も多く、市道住吉線については「歩道の段差が多い・幅が狭い」ことが比較的多い結果となりました。

また、両施設ともに冬期における歩行環境の悪化が、課題として認識されました。

これらを踏まえて、南小樽駅と市道住吉線についてバリアフリー化に向けた施設整備を進めることが必要であると考えるとともに、冬期の歩行環境の悪化に対する対策を講ずることが重要であるものと考えます。

5-3 聞き取り調査による課題の把握

(1) 調査の目的

南小樽駅周辺地区においてバリアフリーを進めるにあたり、南小樽駅及び周辺路線の課題を把握するため、南小樽駅を利用している方を対象として、聞き取りによるアンケート調査を行いました。

(2) 調査の概要

- 調査場所：南小樽駅 駅待合室
- 調査方法：調査員による聞き取り調査
- 調査期間：平成 28 年 10 月 31 日（月） 8:30~18:30
- 回収数：200 部（聞き取り調査のため回収率 100%）

【聞き取り調査の様子】

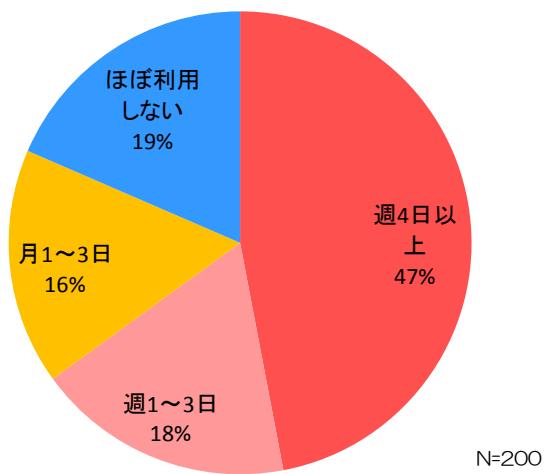


(3) 調査結果のとりまとめ

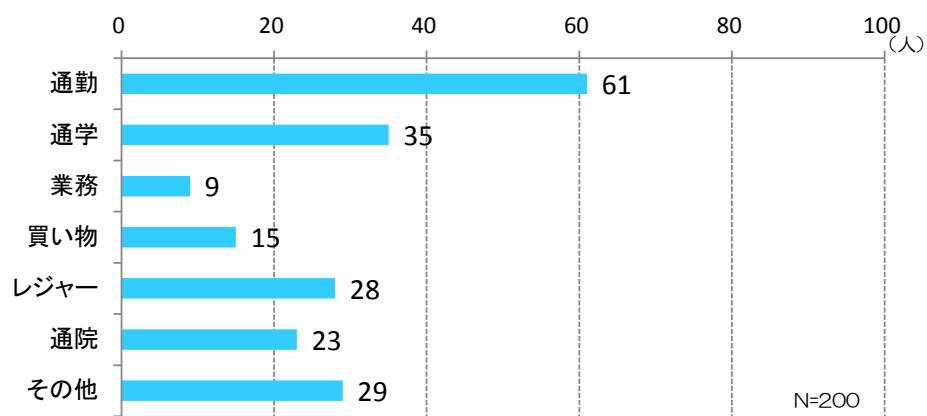
○ 南小樽駅の利用状況と居住地及び利用目的

回答者のうち、月に1回以上利用している人が8割を占めました。主な利用目的は、通勤・通学が最も多く、次に多かった目的は観光等のレジャー、通院となりました。

【南小樽駅の利用頻度】



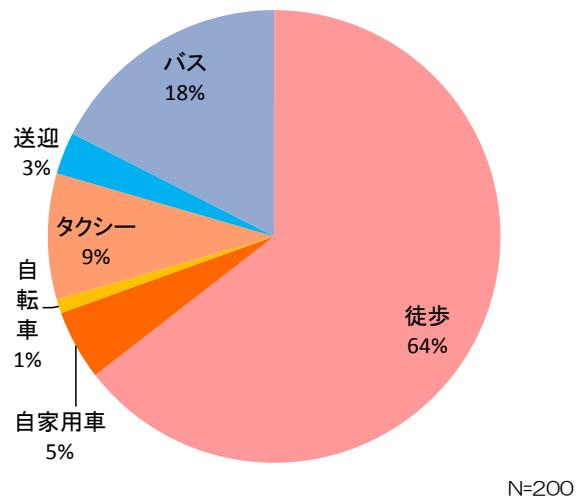
【南小樽駅の利用目的（複数回答）】



○ 南小樽駅からの移動手段

徒步での移動が6割以上となっており、続いてバスでの利用が2割、タクシーでの利用が1割となっています。

【南小樽駅からの移動手段】

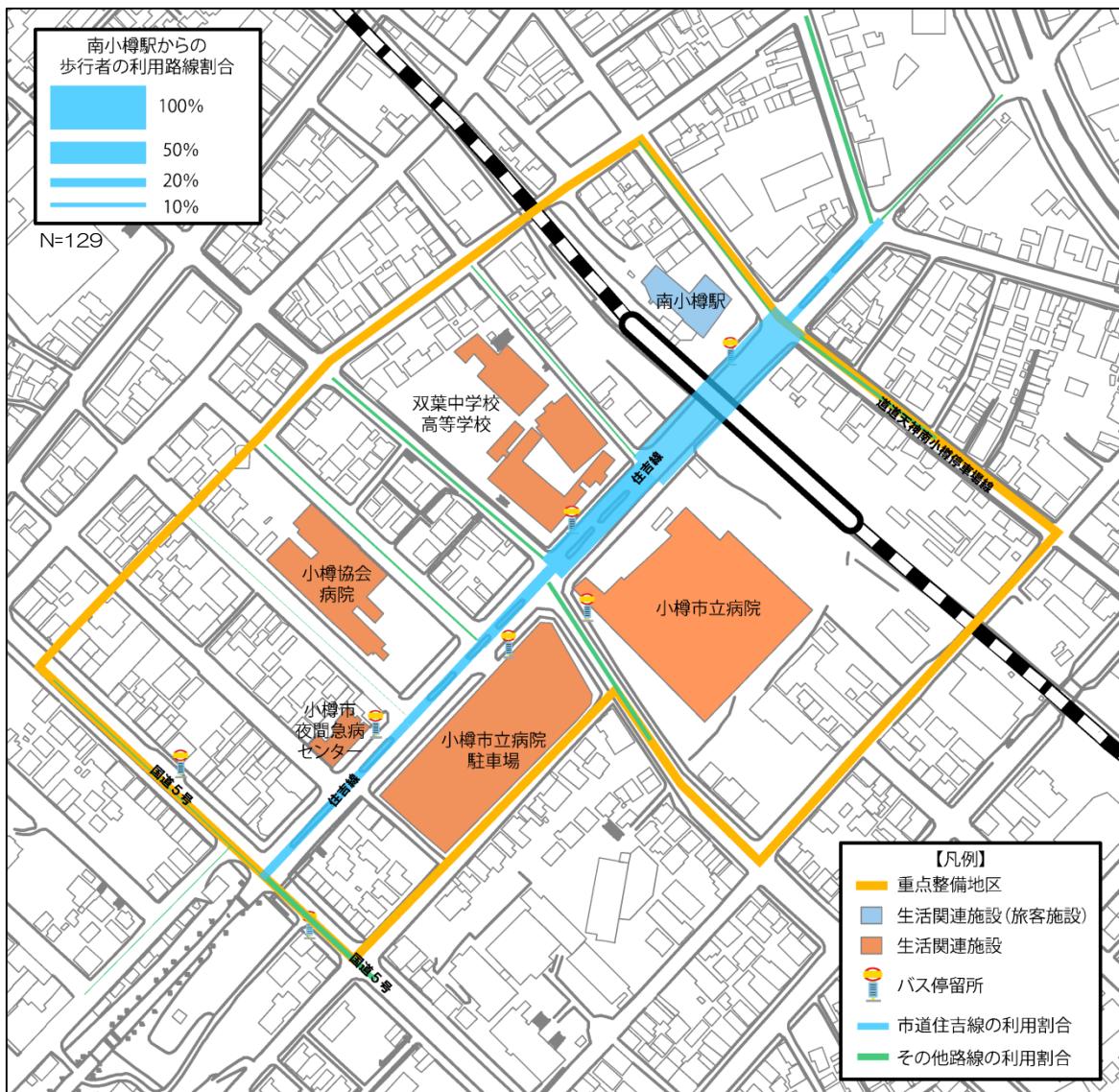


○ 南小樽駅から徒歩で利用する経路

南小樽駅から徒歩で移動している方の利用経路で最も多い路線は、市道住吉線の南小樽駅から双葉中学校・高等学校の手前までの路線となっており、回答者の95%が利用しています。

続いて、市道住吉線の小樽市立病院前の経路の利用が多く、回答者の約6割が利用しています。

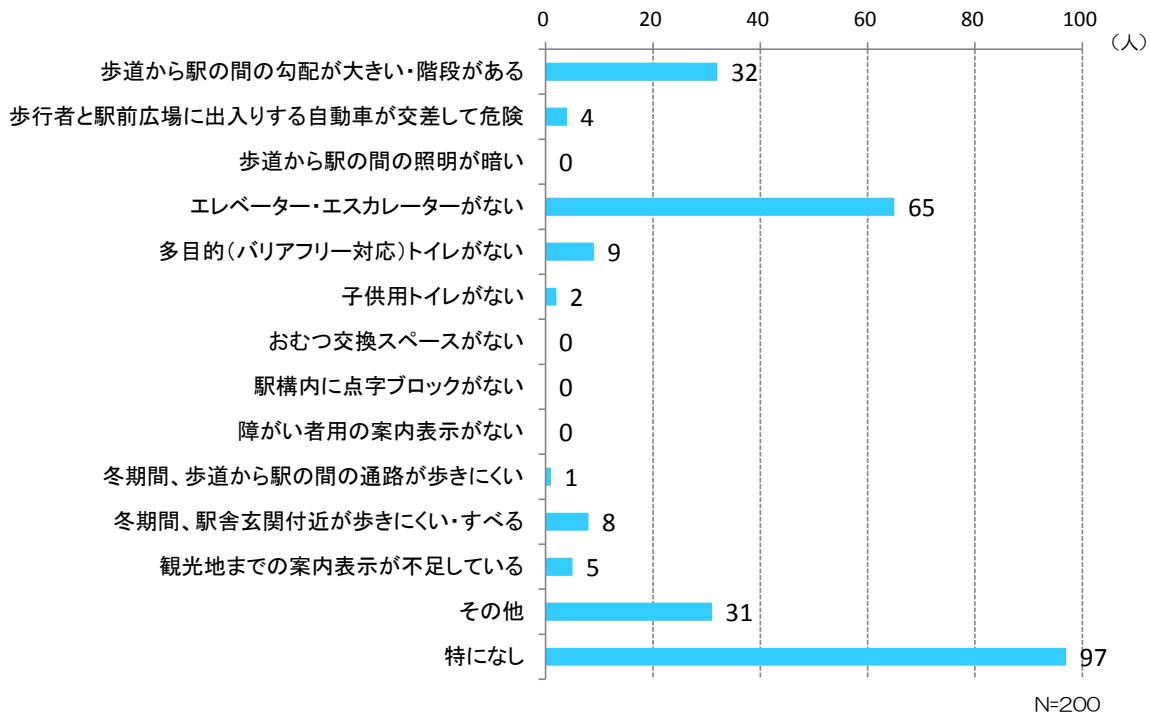
【南小樽駅から徒歩で利用する経路】



○ 南小樽駅の課題

「エレベーター・エスカレーターがない」という回答が最も多く、続いて「歩道から駅の間の勾配が大きい・階段がある」となっています。

【南小樽駅の課題（複数回答）】



（4）考察

南小樽駅を利用している人は、6割以上が徒歩で移動しています。また、徒歩で移動する際には、市道住吉線を利用することが多いこともわかりました。

南小樽駅についての課題は「エレベーター・エスカレーターがない」ことが最も多く、次いで「歩道から駅の間の勾配が大きい・階段がある」という結果となりました。

これらを踏まえて、南小樽駅と市道住吉線のバリアフリー化に向けた施設整備を進めることが重要であるものと考えます。

5-4 課題のとりまとめ

●：特定事業等として位置づけるもの

施設名	課題・意見等	課題等の有無		対応方針
		まち あるき	アンケ ート	
生活関連施設	南小樽駅	・エレベーター、多機能トイレが未設置	○	●バリアフリー化を推進（公共交通特定事業）
	小樽市立病院	・見やすい案内表示の充実	○	バリアフリー環境の改善・向上に努める
	小樽協会病院	・点字ブロックが一部未整備	○	バリアフリー環境の改善・向上に努める
	小樽市夜間急病センター	特になし		バリアフリー環境の改善・向上に努める
	双葉高等学校・双葉中学校	特になし		バリアフリー環境の改善・向上に努める
生活関連経路	市道住吉線	・歩道の急勾配や段差が多い ・一部の区間で歩道の幅員が狭い ・夜間の照明が暗い	○	●バリアフリー化を推進（道路特定事業）
		・路上駐車が多い	○	心のバリアフリーにより改善に努める
		・冬期における適切な歩行空間の確保	○	バリアフリー環境の改善・向上に努める
	駅前広場	・階段がある ・広場が傾斜して歩きづらい	○	●バリアフリー化を推進（その他の事業）
		・冬期における適切な歩行空間の確保	○	バリアフリー環境の改善・向上に努める

●：特定事業等として位置づけるもの

施設名	課題・意見等	課題等の有無		対応方針	
		まち あるき	アンケ ート		
交通安全施設	信号機等	・歩行者信号機の青の時間が短い ・音響装置が未設置	○	○	●バリアフリー化を推進（交通安全特定事業）
その他	バスベイ	・バス待ち環境の改善	○	バリアフリー環境の改善・向上に努める	
	横断歩道橋	・階段昇降時にすべて危険	○	バリアフリー環境の改善・向上に努める	
	市道山の上線	・歩道が狭い ・路面に凹凸が多い	○	○	バリアフリー環境の改善・向上に努める
	市道東通線	・歩道がない ・点字ブロック破損	○	○	バリアフリー環境の改善・向上に努める
		・路上駐車が多い	○		心のバリアフリーにより改善に努める
	市道住ノ江3丁目線	・路面に傾斜があり通行しづらい	○	○	バリアフリー環境の改善・向上に努める
		・路上駐車が多い	○		心のバリアフリーにより改善に努める
	市道住ノ江4丁目線	・路面に傾斜があり通行しづらい	○	○	バリアフリー環境の改善・向上に努める
		・路上駐車が多い	○		心のバリアフリーにより改善に努める

第6章 南小樽駅周辺地区の整備方針

6-1 整備方針

南小樽駅周辺地区は、小樽市立病院及び小樽協会病院をはじめとする医療施設等が立地していることや、南小樽駅とそれらの施設を結ぶ経路がほぼ平らであり、徒歩での移動がしやすい地区となっています。

このため、南小樽駅と病院等を結ぶ歩行者動線経路を整備するとともに、南小樽駅のバリアフリー化を進め、高齢者や障がい者などのすべての人が円滑に移動でき、安全安心に暮らせるまちづくりを進めます。

6-2 施設等の課題への対応方針

南小樽駅周辺地区における南小樽駅、市道住吉線及び信号機等については、特定事業^{*8}及びその他の事業^{*9}への位置づけを行い、バリアフリー化を進めます。

その他の施設については、各施設管理者と協議を行い、バリアフリー環境の改善・向上に努めます。

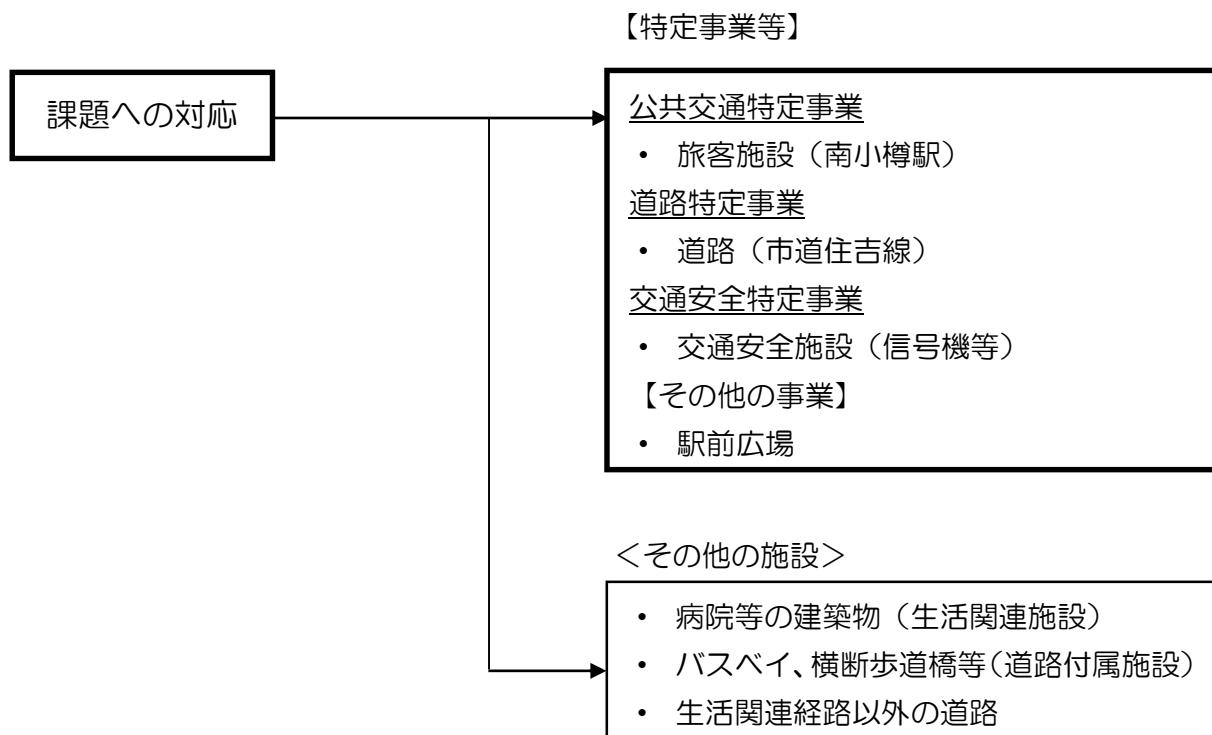
また、生活関連経路以外の道路であっても、必要な整備を実施することでバリアフリー環境の向上が図れる場合には道路管理者と協議を行い、整備を推進するよう努めます。

※8：特定事業

基本構想における重点整備地区内の生活関連施設や生活関連経路の重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進するための事業であり、公共交通特定事業、道路特定事業、路外駐車場特定事業、建築物特定事業、都市公園特定事業及び交通安全特定事業に分類される

※9：その他の事業

特定事業の対象とならない生活関連施設や、生活関連経路を構成する駅前広場及び通路等のバリアフリー化を推進するための事業



6-3 冬期の課題への対応方針

冬期は歩行可能な幅員の減少や、凍結によるつるつる路面など、夏期と比べて歩行環境が悪化することから、歩行空間の除排雪や砂まきなどのつるつる路面対策を推進し、歩行環境の向上に努めます。

また、施設整備や行政による除排雪などの対応に加えて、各施設管理者や市民による砂まきボランティアへの参加など、地域全体と行政とが協働で対策の役割を担うことで冬期のバリアフリー環境の改善を目指します。

第7章 実施すべき特定事業等に関する事項

7-1 特定事業の概要

基本構想においては、重点整備地区のバリアフリー化を推進するため、特定事業を以下のとおり定め、生活関連施設及び生活関連経路の整備の早期実現を目指します。特定事業を定めるにあたり、まちあるきや郵送アンケート及び聞き取り調査で得た意見等を反映します。

また、基本構想策定後は各施設管理者において、速やかに特定事業計画を定めることとしています。

7-2 公共交通特定事業

(1) 公共交通特定事業について

生活関連施設のうち、鉄道駅などの特定旅客施設において実施されるエレベーター、その他の移動等円滑化のために必要な設備の整備に関する事業で、旅客施設におけるバリアフリー化設備（エレベーターや多機能トイレなど）の整備などに関する事業です。

(2) 基本方針

「移動等円滑化の促進に関する基本方針」及び「公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン」に基づき、南小樽駅の移動円滑化を実施します。

施設の整備にあたっては、高齢者、障がい者などの意見を反映し移動円滑化を実施するよう努めます。

(3) 整備施設及び整備内容

施設名 (管理者)	整備内容	実施予定期間
南小樽駅 (北海道旅客 鉄道（株）)	【移動経路の円滑化】 <ul style="list-style-type: none">・エレベーターの設置・自動ドアの設置・2段手すりの設置	平成32年度 (概ね4年以内)までに整備 を図る
	【誘導案内設備】 <ul style="list-style-type: none">・視覚障がい者誘導用ブロックの設置・触知案内図等の設置	
	【施設・設備】 <ul style="list-style-type: none">・多機能トイレの設置	

7-3 道路特定事業

(1) 道路特定事業について

生活関連経路に設定した道路において実施する事業で、歩道の設置や拡幅、路面の改善等に関する事業です。また、事業の実施にあたっては、交通安全施設の整備と密接なかかわりがあることから、道路管理者と交通管理者とが連携し円滑な事業の推進を図ります。

(2) 基本方針

「改訂版・道路の移動円滑化整備ガイドライン」、「北海道福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル」に基づき、生活関連経路の移動円滑化を実施します。また、適切な維持管理を行います。

施設の整備にあたっては、高齢者、障がい者などの意見を反映し移動円滑化を実施するよう努めます。

(3) 整備路線及び整備区間

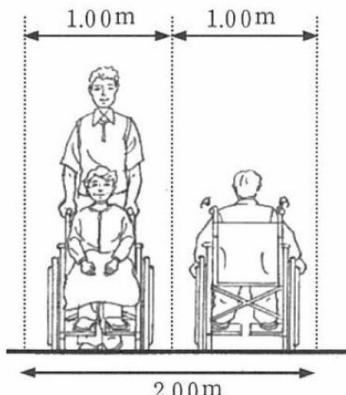
施設名 (管理者)	路線名	区間	実施予定期間
市道 (小樽市)	市道 住吉線	道道天神南小樽停車場線交点～ 国道5号交点	平成38年度（概ね 10年以内）までに整 備を図る

※市道住吉線の一部区間に於いて用地や地形等に制約があり、整備を実施する際に、幅員や勾配等でバリアフリー化に必要な移動等円滑化基準を満たすことができない場合は、できるだけ基準に適合するよう努めるものとします。

(4) 整備方針

【歩道の有効幅員】

- 歩道は、縁石等により車道と明確に分離された構造とします。
- 歩道の幅員は、道路の両側に設置されている歩道のうち、少なくとも片側において有効幅員2.0m以上を確保します。



※増補改訂版 2011 道路の移動等円滑化整備
ガイドラインより

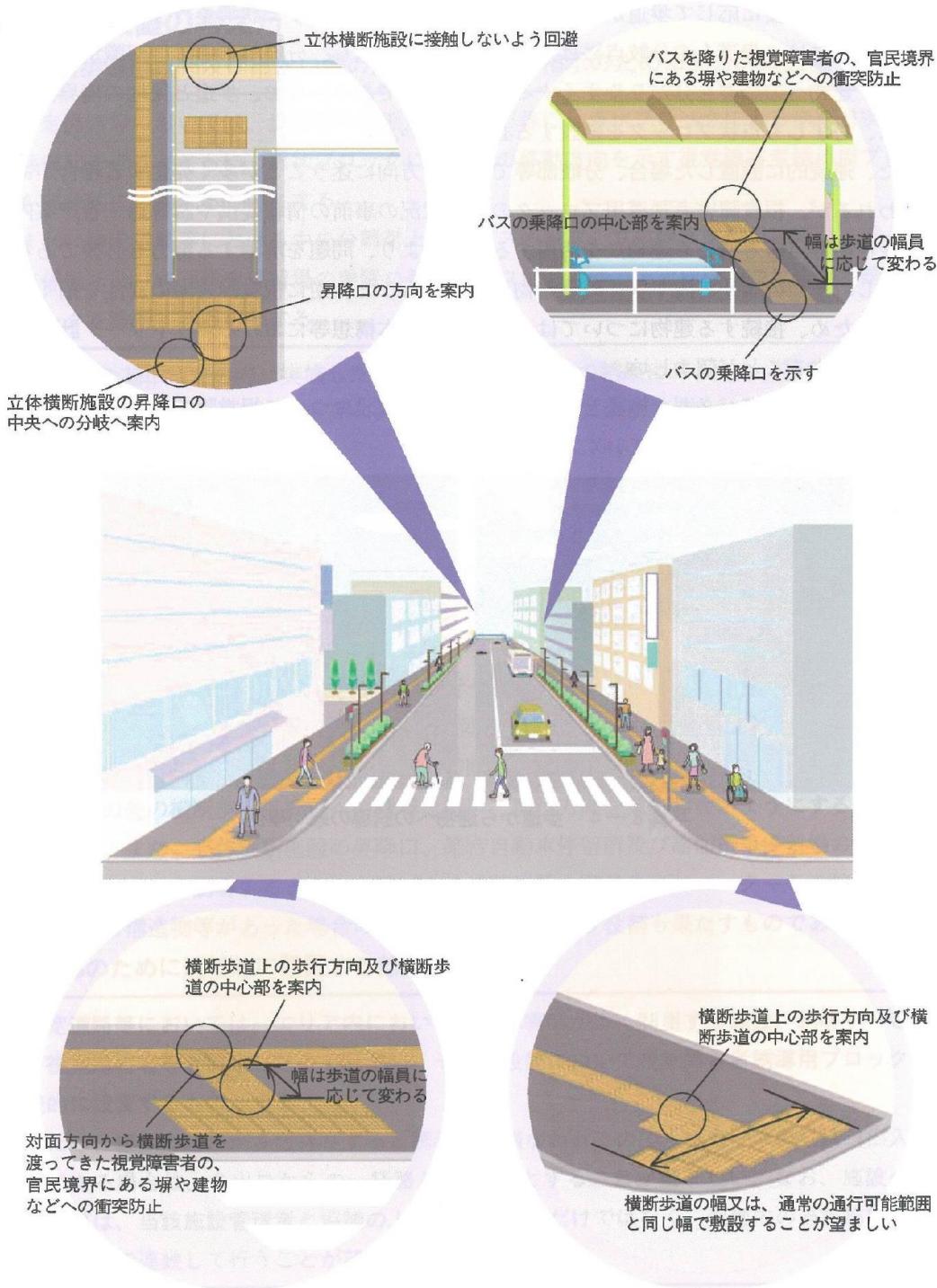
【歩道の勾配・舗装】

- 横断勾配は、車いす使用者等が通行しやすいように原則 1%以下（困難な場合は 2%以下）とします。
- 縦断勾配は原則 5%以下（困難な場合は 8%以下）とします。また、波打ち歩道とならないよう、平坦性を確保します。
- 歩道等の舗装は、雨水を地下に円滑に浸透させることができる構造とします。また、平坦ですべりにくく、かつ、水はけのよい舗装とします。



【視覚障がい者誘導用ブロックの設置】

- 交差点の巻き込み部や駐車場出入口などの歩道では、横断勾配に配慮し、移動時の上下左右の急な傾きがないようにします。
- 交差点部においては、車いす使用者等が安心して信号待ちができるように、平坦な部分を設けます。
- 視覚障がい者などに配慮し、歩道一般部、交差点部などに全国共通の規格を採用した視認性が高くすべりにくい素材の視覚障がい者誘導用ブロックを設置します。



※増補改訂版 2011 道路の移動等円滑化整備ガイドラインより

【照明施設】

- 歩道には照明施設を連續して設けます。
- 夜間における歩行者の交通量や周辺の光環境を考慮して、適切な明るさを確保します。

夜間の歩行者交 通量	地域	照度 (1x)	
		水平面照度	鉛直面照度
交通量の 多い道路	住宅地域	5	1
	商業地域	20	4
交通量の 少ない道路	住宅地域	3	0.5
	商業地域	10	2

- ・水平面照度は路面上の平均照度
- ・鉛直面照度は歩道の中心線上で路面上から 1.5m の高さの道路軸に対して直角な円直面上の最小照度

※JIS Z 9111 道路照明基準（増補改訂版 2011 道路の移動等円滑化整備ガイドラインより）

7-4 交通安全特定事業

(1) 交通安全特定事業計画について

高齢者や障がい者などによる道路の横断の安全を確保するための機能を附加した信号機（感應式信号機や音響式信号機等）、道路交通法で定められている道路標識や横断歩道等の道路標示の設置に関する事業のほか、違法駐車行為に対する取締りの強化や広報及び啓発活動に関する事業です。

(2) 基本方針

「北海道福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル」に基づき、交通安全施設の移動円滑化を実施します。また、事業の実施にあたっては、生活関連経路の整備と密接なかかわりがあることから、道路管理者と交通管理者とが連携し円滑な事業の推進を図ります。

施設の整備にあたっては、高齢者、障がい者などの意見を反映し移動円滑化を実施するよう努めます。

(3) 整備施設及び整備内容

施設名 (管理者)	整備内容	実施予定期間
生活関連経路内の 交通安全施設 (北海道公安委員会)	<p>【信号機の改良など】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 必要に応じ、適切な歩行者用青時間の確保など <p>(※道路特定事業と連携して整備を図る)</p>	平成33年度（概ね5年以内）までに整備を図る ※詳細は交通安全特定事業計画による

(4) 整備方針

【信号機の改良など】

- 必要に応じて、歩行者用青時間を、横断歩道の長さや障がい者、高齢者等の歩行速度に合わせて設定します。

【広報・啓発活動】

- 市道住吉線及びその周辺の路線において、違法駐車防止に関する広報・啓発活動を行います。

7-5 その他の事業

(1) その他の事業について

特別特定建築物以外の建築物や生活関連経路を構成する駅前広場等、特定事業の対象とならない施設についてバリアフリー整備を行う事業です。

(2) 基本方針

「改訂版・道路の移動円滑化整備ガイドライン」、「北海道福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル」に基づき、以下の施設について移動円滑化を実施します。

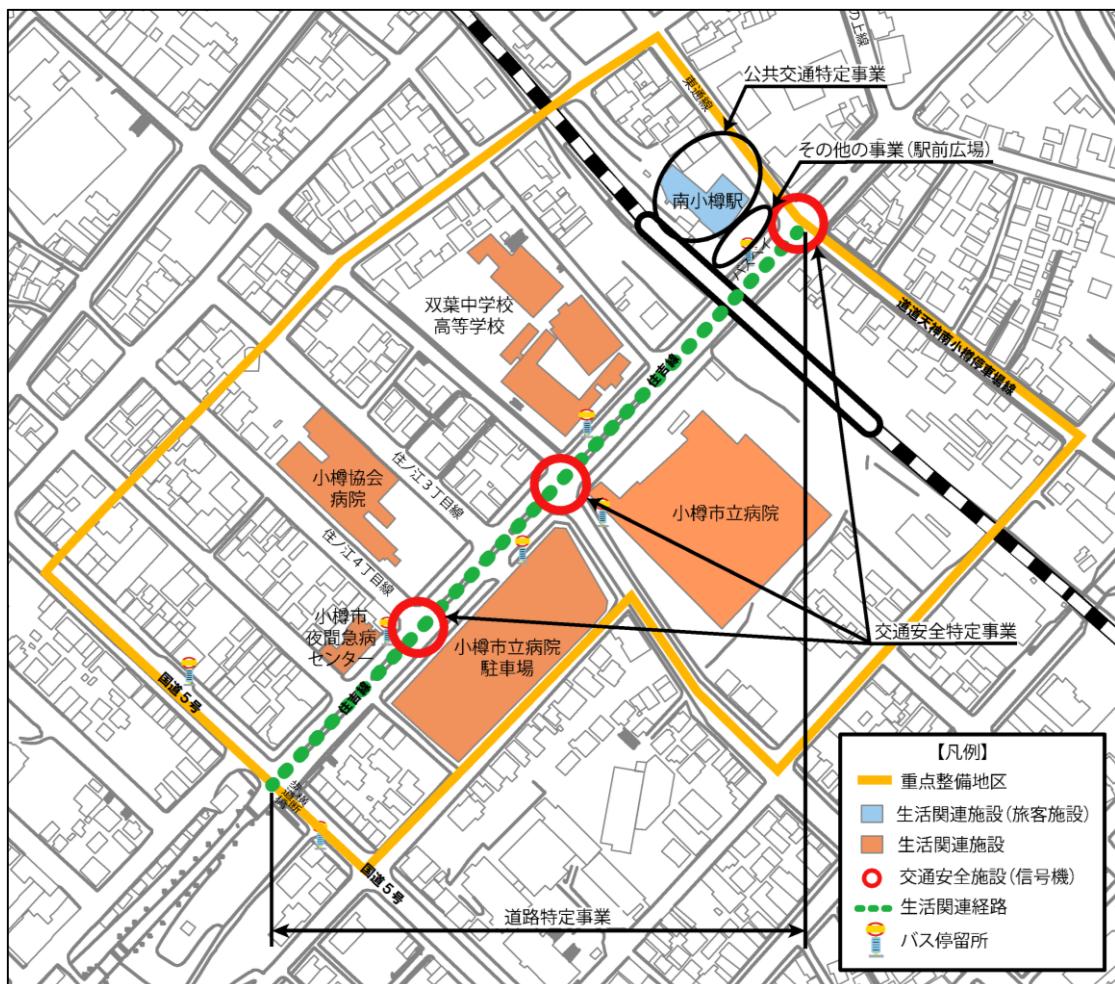
施設の整備にあたっては、高齢者、障がい者などの意見を反映し移動円滑化を実施するよう努めます。

(3) 整備施設及び整備内容

施設名 (管理者)	整備（検討）内容	実施予定期間
駅前広場 (小樽市・北海道旅客 鉄道（株）)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 駅前広場と駅舎の段差解消 ・ 駅前広場と住吉線の段差解消 ・ 視覚障がい者誘導用ブロックの設置 ・ 照明の設置 ・ 舗装面の凹凸の改良 など 	公共交通特定事業の進捗状況に応じて、移動円滑化に向けた整備内容を検討し整備を図る

7-6 事業箇所図

特定事業等に関する事業箇所の位置を以下に示します。



第8章 バリアフリー推進に向けて

南小樽駅周辺地区におけるバリアフリーを実現するためには、行政、施設管理者及び利用者である市民が以下に示すそれぞれの役割を認識し、相互に連携を図りつつバリアフリー化に向けた取り組みを推進する必要があります。

8-1 行政・施設管理者・市民の役割

(1) 行政の役割

- 基本構想に位置づけられた特定事業等に関する事項を踏まえて、着実なバリアフリー化の推進を図ります。
- 移動円滑化のために必要な情報の提供や、移動円滑化に関する施策等に活かすため、市民の意見を把握するよう努めます。
- 基本構想に沿ったバリアフリーを実現するため、各事業者や関係機関と十分な協議や調整を図り、一体的なバリアフリー整備を進めます。
- 移動円滑化事業に対する支援措置や、バリアフリー教室の開催など心のバリアフリーに関する市民及び事業者の理解を深めるための広報及び周知活動に努めます。
- 積雪期には、生活関連経路の歩道、横断歩道の除排雪及び砂まきなどのつるつる路面対策の実施等により、冬期の歩行空間確保に努めます。

小樽市内で行われた心のバリア解消に向けての取り組み事例



●バリアフリー適合船内での、小学生を対象とした白杖及び車いす疑似体験



●最上小学校で実施した盲導犬教室

(※写真提供：最上小学校)

(2) 施設管理者の役割

- 基本構想に位置づけられた特定事業等に関する事項を踏まえて、着実なバリアフリー化の推進を図ります。
- 特定建築物の所有者等は、既存施設の適切な維持管理を行い、一定規模以上の増築、改築などの場合には適切な整備を行うなどバリアフリー環境の改善に努めます。
- 施設利用者の意向を把握し、高齢者や障がい者などの移動や行動に対する支援を積極的に行うとともに、ソフト面においても従業員の教育を通じ、サービスの向上に努めます。

(3) 市民の役割

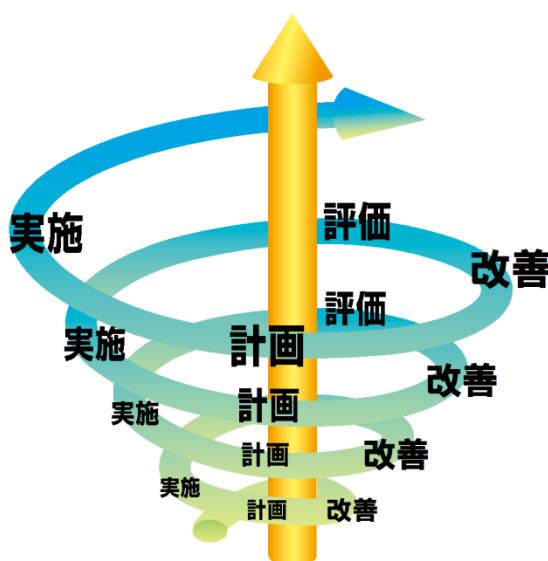
- 地域社会には、車いすや白杖、身体障がい者補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）を使用している方のほか、外見上わかりづらい障がい（聴覚、内部、知的、精神等）など、多様な種類の障がいがある人が身近にいることを認識し、それらの人々にとっての障壁を取り除く努力を地域社会全体で行う「心のバリアフリー」に配慮した行動に努めます。
- 不適切な駐車や駐輪等によりバリアフリーに対する阻害行為を行わないようするなど、交通ルール、マナーを遵守します。
- 冬期における積雪・凍結対策としては、砂まきボランティアへの参加などにより歩行環境の改善に努めます。

8-2 基本構想の進行管理

基本構想の策定後は各施設管理者が特定事業計画を作成し、事業を実施します。また、市民及び利用者等の意見の反映などによる事業の検証や、継続的な改善・向上に取り組むため、行政及び各施設管理者等が事業の進行管理を行う体制を構築し、バリアフリー化の着実な推進を継続的に図っていくこととします。

また、段階的・継続的なバリアフリー化の推進に努めるため、基本構想で位置づけた特定事業計画が終了した後であっても、社会情勢やニーズの変化に応じて基本構想の見直しや改善を行うなどPDCAサイクル^{※10}を活用した「スパイラルアップ」の仕組みづくりが重要です。

【スパイラルアップのイメージ】



計画 (Plan) → 実施 (Do) → 評価 (Check) → 改善 (Act)
を行いながら理想に向かっていくプロセス

※10 : PDCAサイクル

計画 (Plan) 一実施 (Do) 一評価 (Check) 一改善 (Act) の4段階を繰り返すことで、計画・事業の進行管理を適切に行い、その成果を高める仕組

參 考 資 料



基本構想策定の経緯

1.協議会・まちあるき等の開催状況

基本構想策定にあたり、平成28年7月から平成29年2月にかけて、計3回の協議会の開催、計2回のまちあるき、計2回のアンケート調査及びパブリックコメントを実施しました。

第1回協議会（平成28年7月20日）

- 委員委嘱
- 基本構想策定体制及びスケジュール
- 基本構想の概要
- 重点整備地区、生活関連経路及び生活関連施設

まちあるき（9月29日）

- 現地調査および意見交換

アンケート調査（10月17日－27日）

- 南小樽駅周辺地区の市民を対象
- 対象者数：1300人（郵送配布）
- 回答者数：570人（回答率44%）

聞き取り調査（10月31日）

- 南小樽駅利用者を対象
- 回答者数：200人

第2回協議会（平成28年11月21日）

- まちあるき及びアンケート調査、聞き取り調査の結果報告
- バリアフリー基本構想（素案）
- 冬のまちあるき実施概要

パブリックコメント (12月26日－平成29年1月25日)

- 市民を対象
- 2名から6件の意見提出

冬のまちあるき（平成29年1月12日）

- 現地調査及び意見交換

第3回協議会（平成29年2月15日）

- 冬のまちあるき結果報告
- パブリックコメントで提出のあった意見に対する回答
- 基本構想（案）

南小樽駅周辺地区バリアフリー基本構想 策定（平成29年3月）

2.協議会等開催状況

■協議会開催状況

【第1回協議会（平成28年7月20日）】



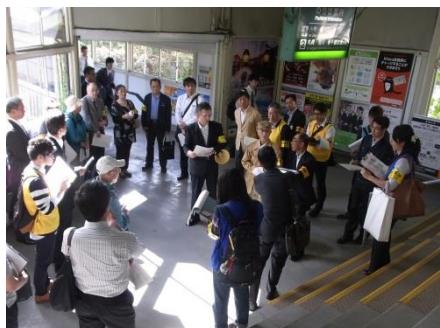
【第2回協議会（平成28年11月21日）】



【第3回協議会（平成29年2月15日）】



■まちあるき実施状況（平成 28 年 9 月 29 日）
【フィールドチェックの様子】



【意見交換の様子】



■冬のまちあるき実施状況（平成 29 年 1 月 12 日）
【フィールドチェックの様子】



【意見交換の様子】



■協議会委員集合写真（第3回協議会）



（平成 29 年 2 月 15 日 撮影）

■協議会委員から寄せられたコメント

- 障がい者にやさしくて、高齢化社会でのニーズにあったものを作り上げて欲しい。
- 基本構想策定後、速やかにバリアフリー化を実施して欲しい。
- 基本構想策定協議会に参加できることは、大変勉強になりました。これからも、住みよいまちづくりに関心を寄せていただきたいと思います。
- 基本構想策定協議会に参加し、色々な意見を聞くことができてよかったです。
- 市、各管理者、市民で役割分担し、市がリーダーシップを取ってバリアフリー化を実現してもらいたいと思います。
- 今後は基本構想に基づく整備計画が円滑に進むことを願っています。
- 基本構想策定協議会に参加して、ハード面の充実以上にソフト面や冬の除排雪の充実が必要と改めて感じています。

3.南小樽駅周辺地区バリアフリー基本構想策定協議会委員名簿

■委員名簿

(敬称略)

区分	組織・団体名等	役職	氏名	備考
学識 経験者	北海道科学大学 工学部都市環境学科	教授	石田 真二	会長
福祉団体	社会福祉法人 小樽市社会福祉協議会	事務局長	飯田 敬	副会長
	一般社団法人 小樽身体障害者福祉協会	常務理事 事務局長	藤原 克之	
	社会福祉法人北海道社会事業協会 小樽病院事務部	部長	永井 克昭	
観光関係 団体	一般社団法人小樽観光協会	理事	山本 一彦	
地域住民 団体	小樽市総連合町会	理事	山内 ミエ子	
	住吉町会	会長	平尾 集	
市民			山田 幸子	
			鈴木 久美子	
			伊藤 勝代	
			大橋 達	
			星 功	
公共交通 事業者	北海道旅客鉄道株式会社 総合企画本部経営企画部	主幹	鈴木 智之	
	北海道中央バス株式会社 小樽事業部	次長	村山 滋	
	小樽ハイヤー協会	副会長	阿部 誠	
道路 管理者	国土交通省北海道開発局 小樽開発建設部 小樽道路事務所計画課	課長	瀬能 博之	
	北海道後志総合振興局 小樽建設管理部事業室地域調整課	課長	工藤 高宏	
北海道 公安委員会	北海道札幌方面小樽警察署 交通第一課	課長	庭田 秀樹	
関係行政 機関	国土交通省北海道運輸局 交通政策部消費者行政・情報課	課長	船山 令長	
	国土交通省北海道運輸局 札幌運輸支局	主席運輸 企画専門官	佐藤 勝則	
市職員	総務部	部長	前田 一信	
	福祉部	部長	日栄 聰	
	病院局事務部	部長	笠原 啓仁	
	教育委員会教育部	部長	工藤 裕司	
	建設部	部長	相庭 孝昭	

■事務局

所属	役職	氏名	備考
小樽市 建設部	次長	白畠 博信	
小樽市 建設部 まちづくり推進課	課長	中西 浩一	
小樽市 建設部 まちづくり推進課	主査	河井 慎	
小樽市 建設部 まちづくり推進課	主事	阿久津 博	

■調査等協力

- 北海道科学大学 工学部 都市環境学科 石田ゼミ
廬師翼、佐々木将騎、福川春菜、宮下裕（敬称略）

■表紙デザイン

- 北海道科学大学 未来デザイン学部 メディアデザイン学科
深沼春佳、船木真優、村上晴香、佐藤勇佑、飯田健斗、本田友里佳
(敬称略)



小樽市

発行 平成 29 年 3 月 北海道小樽市

編集 小樽市建設部

〒047-8660 小樽市花園 2 丁目 12 番 1 号

TEL : 0134-32-4111 (代表)

Email : matizukuri@city.otaru.lg.jp

URL : <https://www.city.otaru.lg.jp/>